

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（第一条関係） 〔公布日、平成三十年四月一日又は平成三十一年四月一日施行〕	1
二 国民年金法（第二条関係）〔平成三十三年四月一日施行〕	19
三 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（第三条関係） 〔公布日又は平成三十年四月一日施行〕	24
四 厚生年金保険法（第四条関係）〔平成三十三年四月一日施行〕	35
五 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）（第五条関係） 〔公布日、公布日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日又は平成二十九年十月一日施行〕	50
六 日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）（第六条関係） 〔公布日又は公布日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日施行〕	75
七 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号） （第七条関係）〔公布日施行〕	79
八 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）（附則第十一条関係）〔平成三十一年四月一日施行〕	96
九 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）（附則第十一条関係）〔平成三十一年四月一日施行〕	99

十	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）（附則第十二条関係） 〔平成三十年四月一日又は平成三十三年四月一日施行〕	102
十一	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律 （平成十三年法律第一百一号）（附則第十三条関係）〔平成三十年四月一日施行〕	108
十二	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律 （附則第十四条関係）〔平成三十三年四月一日施行〕	110
十三	独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）（附則第十五条関係）〔公布日施行〕	112
十四	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二二号）（附則第十六条関係）〔公布日施行〕	117
十五	厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第十七条関係）〔平成二十九年十月一日施行〕	118

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）（第一条関係）

〔①公布日施行 ②及び③に掲げる改正規定を除く改正規定

②平成三十年四月一日施行 第二十七条の三第一項、第二十七条の四及び第二十七条の五の改正規定

③平成三十一年四月一日施行 第五条第一項の改正規定、第八十七条第三項の表の改正規定、第八十七条の二第二項の改正規定、第八十八条の次に一条を加える改正規定、第八十九条第一項、第一百六条第一項及び第一百八条第二項の改正規定並びに附則第五条第十一項の改正規定〕

（傍線の部分は改正部分）

※ 「現行」の規定は、各改正規定の施行日までの改正を全て溶け込ませたもの。

改正案	現行
<p>（用語の定義）</p> <p>第五条 この法律において、「保険料納付済期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間のうち納付された保険料（第九十六条の規定により徴収された保険料を含み、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につきその残余の額が納付又は徴収されたものを除く。以下同じ。）に係るもの及び第八十八条の二の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの、第七條第一項第二号に規定する被保険者としての被保険者期間並びに同項第三号に規定する被保険者としての被保険者期間を合算した期間をいう。</p> <p>2 9 （略）</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第五条 この法律において、「保険料納付済期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間のうち納付された保険料（第九十六条の規定により徴収された保険料を含み、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につきその残余の額が納付又は徴収されたものを除く。以下同じ。）に係るもの、第七條第一項第二号に規定する被保険者としての被保険者期間及び同項第三号に規定する被保険者としての被保険者期間を合算した期間をいう。</p> <p>2 この法律において、「保険料免除期間」とは、保険料全額免除期間、保険料四分の三免除期間、保険料半額免除期間及び保険料四分の一免除期間を合算した期間をいう。</p> <p>3 この法律において、「保険料全額免除期間」とは、第七條第一項第</p>

一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもののうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

4 この法律において、「保険料四分の三免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第九十条の二第一項の規定によりその四分の三の額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた四分の三の額以外の四分の一の額につき納付されたものに限る。）に係るもののうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

5 この法律において、「保険料半額免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた半額以外の半額につき納付されたものに限る。）に係るものうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

6 この法律において、「保険料四分の一免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第九十条の二第三項の規定によりその四分の一の額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた四分の一の額以外の四分の三の額につき納付されたものに限る。）に係るものうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

(改定率の改定等)
第二十七条の二 (略)
2 4 (略)

7 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

8 この法律において、「政府及び実施機関」とは、厚生年金保険の実施者たる政府及び実施機関たる共済組合等をいう。

9 この法律において、「実施機関たる共済組合等」とは、厚生年金保険の実施機関たる国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。

(改定率の改定等)

第二十七条の二 平成十六年度における改定率は、一とする。

2 改定率については、毎年度、第一号に掲げる率(以下「物価変動率」という。)に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)を基準として改定し、当該年度の四月以降の年金たる給付について適用する。

一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率

二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額(厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬平均額をいう。以下この号及び第八十七条第五項第二号イにおいて同じ。)に対する当該年度の前々年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額の比率

ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対

第二十七条の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度（第二十七条の五第一項第二号及び第三項第一号において「基準年度」という。）以後において適用される改定率（以下「基準年度以後改定率」という。）の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

2・3 (略)

する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率
三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率

イ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日における厚生年金保険法の規定による保険料率（以下「保険料率」という。）の二分の一に相当する率を控除して得た率

ロ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率
3 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。

4 前二項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

第二十七条の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される改定率（以下「基準年度以後改定率」という。）の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

2 次の各号に掲げる場合における基準年度以後改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一以上となるとき 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 一

3 前二項の規定による基準年度以後改定率の改定の措置は、政令で定める。

(調整期間における改定率の改定の特例)

第二十七条の四 調整期間における改定率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に、調整率(第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率(当該率が一を上回るときは、一)をいう。以下同じ。))に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率(当該率が一を下回るときは、一。第三項第二号において「算出率」という。)を基準とする。

一・二 (略)

2 名目手取り賃金変動率が一を下回る場合の調整期間における改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率を基準とする。

(削る)

一 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき(次号に掲げる場合を除く。) 物価変動率

三 物価変動率が一を上回るとき 一

(調整期間における改定率の改定の特例)

第二十七条の四 調整期間における改定率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の改定率が当該年度の前年度の改定率を下回ることとなるときは、一を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金の被保険者(この法律又は厚生年金保険法の被保険者をいう。)の総数として政令で定めるところにより算定した数(以下「公的年金被保険者総数」という。)に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者総数の比率の三乗根となる率

二 〇・九九七

2 次の各号に掲げる場合の調整期間における改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、前項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率(以下「調整率」という。)が一を上回るとき 名目手取り賃金変動率

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 名目手取り賃金変動率

三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき(次号に掲げる場合を除く。) 物価変動率

四 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が一を上

3| 第一項の特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 平成二十九年における特別調整率は、一とする。

二 特別調整率については、毎年度、名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を算出率で除して得た率（名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率）を基準として改定する。

4| 前三項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

第二十七条の五 調整期間における基準年度以後改定率の改定については、前条の規定にかかわらず、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率（当該率が一を下回るときは、一。第三項第一号口において「基準年度以後算出率」という。）を基準とする。

一 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）

二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率（当該年度が基準年度である場合にあつては、当該年度の前年度の前条第三項に規定する特別調整率）を乗じて得た率

2 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 物価変動率が一を下回るとき 物価変動率

（削る）

（削る）

回るとき 一

（新設）

3| 前二項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

第二十七条の五 調整期間における基準年度以後改定率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の基準年度以後改定率が当該年度の前年度の改定率を下回ることとなるときは、一を基準とする。

（新設）

（新設）

2 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 物価変動率が一を下回るとき 物価変動率

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回るとき（前号に掲げる場合を除く。） 物価変動率

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変

(削る)

二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下
回るとき 一

3 第一項の基準年度以後特別調整率とは、第一号の規定により設定し
、第二号の規定により改定した率をいう。

一 基準年度における基準年度以後特別調整率は、イに掲げる率にロ
に掲げる率を乗じて得た率とする。

イ 基準年度の前年度の前条第三項に規定する特別調整率

ロ 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき
は、名目手取り賃金変動率)に調整率を乗じて得た率を基準年度
以後算出率で除して得た率(物価変動率又は名目手取り賃金変動
率が一を下回るときは、調整率)

二 基準年度以後特別調整率については、毎年度、前号ロに掲げる率
を基準として改定する。

4 前三項の規定による基準年度以後改定率の改定の措置は、政令で定
める。

(保険料)

第八十七条 (略)

2 (略)

動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回るとき 名目手取り
賃金変動率

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変
動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となるとき 名目手取
り賃金変動率に調整率を乗じて得た率(当該率が一を下回るときは
、一)

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下
回るとき 一

(新設)

3 前二項の規定による基準年度以後改定率の改定の措置は、政令で定
める。

(保険料)

第八十七条 政府は、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料
を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収する

3 保険料の額は、次の表の上欄に掲げる月分についてそれぞれ同表の下欄に定める額に保険料改定率を乗じて得た額（その額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

平成十七年度に属する月の月分	一万三千五百八十円
平成十八年度に属する月の月分	一万三千八百六十円
平成十九年度に属する月の月分	一万四千四百四十円
平成二十年度に属する月の月分	一万四千四百二十円
平成二十一年度に属する月の月分	一万四千七百円
平成二十二年度に属する月の月分	一万四千九百八十円
平成二十三年度に属する月の月分	一万五千二百六十円
平成二十四年度に属する月の月分	一万五千五百四十円
平成二十五年に属する月の月分	一万五千八百二十円
平成二十六年に属する月の月分	一万六千百円
平成二十七年に属する月の月分	一万六千三百八十円
平成二十八年に属する月の月分	一万六千六百六十円
平成二十九年及び平成三十年に属する月の月分	一万六千九百円
平成三十一年度以後の年度に属する月の月分	一万七千円

4 5 6 (略)

ものとする。

3 保険料の額は、次の表の上欄に掲げる月分についてそれぞれ同表の下欄に定める額に保険料改定率を乗じて得た額（その額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

平成十七年度に属する月の月分	一万三千五百八十円
平成十八年度に属する月の月分	一万三千八百六十円
平成十九年度に属する月の月分	一万四千四百四十円
平成二十年度に属する月の月分	一万四千四百二十円
平成二十一年度に属する月の月分	一万四千七百円
平成二十二年度に属する月の月分	一万四千九百八十円
平成二十三年度に属する月の月分	一万五千二百六十円
平成二十四年度に属する月の月分	一万五千五百四十円
平成二十五年に属する月の月分	一万五千八百二十円
平成二十六年に属する月の月分	一万六千百円
平成二十七年に属する月の月分	一万六千三百八十円
平成二十八年に属する月の月分	一万六千六百六十円
平成二十九年以後の年度に属する月の月分	一万六千九百円

4 平成十七年度における前項の保険料改定率は、一とする。

5 第三項の保険料改定率は、毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に次に掲げる率を乗じて得た率を基準として改定し、当該年度に属する月の月分の保険料について適用する。

一 当該年度の初日の属する年の三年前の年の物価指数に対する当該

第八十七条の二 (略)

2 前項の規定による保険料の納付は、前条第三項に定める額の保険料の納付が行われた月（第九十四条第四項の規定により保険料が納付されたものとみなされた月を除く。）又は第八十八条の二の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間の各月についてのみ行うことができる。

3・4 (略)

年度の初日の属する年の前々年の物価指数の比率

二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の六年前の年の四月一日の属する年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額に対する当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額の比率
ロ 当該年度の初日の属する年の六年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の三年前の年における物価指数の比率

6 前項の規定による保険料改定率の改定の措置は、政令で定める。

第八十七条の二 第一号被保険者（第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされている者及び国民年金基金の加入員を除く。）は、厚生労働大臣に申し出て、その申出をした日の属する月以後の各月につき、前条第三項に定める額の保険料のほか、四百円の保険料を納付する者となることができる。

2 前項の規定による保険料の納付は、前条第三項に定める額の保険料の納付が行われた月（第九十四条第四項の規定により保険料が納付されたものとみなされた月を除く。）についてののみ行うことができる。

3 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものは、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、その申出をした日の属する月の前月以後

(保険料の納付義務)

第八十八条 (略)

第八十八条の二 被保険者は、出産の予定日(厚生労働省令で定める場合にあつては、出産の日。第六十六条第一項及び第八十条第二項において「出産予定日」という。)の属する月(以下この条において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合においては、三月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料は、納付することを要しない。

第八十九条 被保険者(前条及び第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける被保険者を除く。)が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に

の各月に係る保険料(既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの(国民年金基金の加入員となつた日の属する月以後の各月に係るものを除く。))を除く。)につき第一項の規定により保険料を納付する者でなくなることができる。

4 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

(保険料の納付義務)

第八十八条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

(新設)

第八十九条 被保険者(第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける被保険者を除く。)が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付され

納付されたものを除き、納付することを要しない。

一〇三 (略)

2 (略)

(被保険者に関する調査)

第百六条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、被保険者の資格又は保険料に関する処分に関し、被保険者に対し、国民年金手帳、出産予定日に関する書類、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主若しくはこれらの者であった者の資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をして被保険者に質問させることができる。

たものを除き、納付することを要しない。

一 障害基礎年金又は厚生年金保険法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの受給権者（最後に同法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害基礎年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）その他の政令で定める者を除く。）であるとき。

二 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による生活扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

2 前項の規定により納付することを要しないものとされた保険料について、被保険者又は被保険者であつた者（次条から第九十条の三までにおいて「被保険者等」という。）から当該保険料に係る期間の各月につき、保険料を納付する旨の申出があつたときは、当該申出のあつた期間に係る保険料に限り、同項の規定は適用しない。

(被保険者に関する調査)

第百六条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、被保険者の資格又は保険料に関する処分に関し、被保険者に対し、国民年金手帳、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主若しくはこれらの者であつた者の資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をして被保険者に質問させることができる。

2 (略)

(資料の提供等)

第百八条 (略)

2 厚生労働大臣は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況、受給権者に対する厚生年金

2 前項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第百八条 厚生労働大臣は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者であつた者（以下この項において「被保険者等」という。）、「国民年金基金の加入員若しくは加入員であつた者、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であつた者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは組合員であつた者、私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者若しくは加入者であつた者又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の氏名及び住所、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。次項において同じ。）、「資格の取得及び喪失の年月日、保険料若しくは掛金の納付状況その他の事項につき、官公署、第百九条第二項に規定する国民年金事務組合、国民年金基金、国民年金基金連合会、独立行政法人農業者年金基金、共済組合等、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者等の配偶者若しくは世帯主その他の関係人に報告を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況、受給権者に対する厚生年金

保険法による年金たる保険給付の支給状況若しくは第三十六条の第二項第一号に規定する政令で定める給付の支給状況、被保険者の出産予定日又は第八十九条第一項第一号に規定する政令で定める給付の受給権者若しくは受給権者であつた者、同項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助（厚生労働省令で定める援助を除く。）を受けている者若しくは受けていた者、同項第三号に規定する厚生労働省令で定める施設（厚生労働省令で定める施設を除く。）に入所している者若しくは入所していた者、第九十条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助を受けている者若しくは介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第六項第一号及び第四号から第六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の氏名及び住所、個人番号その他の事項につき、官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合若しくは健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

3 (略)

(情報の提供)
第百九条の十二 (略)

(削る)

保険法による年金たる保険給付の支給状況若しくは第三十六条の第二項第一号に規定する政令で定める給付の支給状況又は第八十九条第一項第一号に規定する政令で定める給付の受給権者若しくは受給権者であつた者、同項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助（厚生労働省令で定める援助を除く。）を受けている者若しくは受けていた者、同項第三号に規定する厚生労働省令で定める施設（厚生労働省令で定める施設を除く。）に入所している者若しくは入所していた者、第九十条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助を受けている者若しくは介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第六項第一号及び第四号から第六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の氏名及び住所、個人番号その他の事項につき、官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合若しくは健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、その使用する者に対するこの法律の規定の周知その他の必要な協力を求めることができる。

(情報の提供等)

第百九条の十二 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、保険料の免除に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、国民年金事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に

(厚生労働大臣と機構の密接な連携)

第百九条の十三 厚生労働大臣及び機構は、国民年金事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携を確保しなければならない。

(研修)

第百九条の十四 厚生労働大臣は、機構の協力の下に、国民年金事業に關する事務に従事する厚生労働省の職員に対し、当該事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(経過措置)

第百九条の十五 (略)

附則

(任意加入被保険者)

第五条 (略)

努めるものとする。

(新設)

(新設)

(経過措置)

第百九条の十三 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附則

(任意加入被保険者)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者(第二号被保険者及び第三号被保険者を除く。)は、第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる。

- 一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができるもの

- 二 日本国内に住所を有する六十歳以上六十五歳未満の者
- 三 日本国籍を有する者その他政令で定める者であつて、日本国内に住所を有しない二十歳以上六十五歳未満のもの
- 2 前項第一号又は第二号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、口座振替納付を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければならない。
- 3 前項（第一項第三号に掲げる者にあつては、同項）の規定による申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。
- 4 第十三条第一項の規定は、第二項（第一項第三号に掲げる者にあつては、同項）の規定による申出があつた場合に準用する。
- 5 第一項の規定による被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。
- 6 第一項の規定による被保険者は、第九条第一号に該当するに至つた日の翌日又は次の各号のいずれかに該当するに至つた日に、被保険者の資格を喪失する。
 - 一 六十五歳に達したとき。
 - 二 厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき。
 - 三 前項の申出が受理されたとき。
 - 四 第二十七条各号に掲げる月数を合算した月数が四百八十に達したとき。
- 7 第一項第一号に掲げる者である被保険者は、前項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号に該当するに至つた日に更に被保険者の資格を取得したとき、又は第二号若しくは第三号に該当するに至つたときは、

その日)に、被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有しなくなったとき。

二 厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者に該当しなくなったとき。

三 被扶養配偶者となつたとき。

四 保険料を滞納し、第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

8 第一項第二号に掲げる者である被保険者は、第六項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、前項第一号及び第四号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(同項第一号に該当するに至つた日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

9 第一項第三号に掲げる者である被保険者は、第六項の規定によつて被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(その事実があつた日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有するに至つたとき。

二 日本国籍を有する者及び第一項第三号に規定する政令で定める者のいずれにも該当しなくなったとき。

三 被扶養配偶者となつたとき(六十歳未満であるときに限る。)

四 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

10 第一項の規定による被保険者は、第八十七条の二の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者としての被保険者期間は、第五条第一項の規定の適用については第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間と、第四十九条から第五十二条

11 第一項の規定による被保険者については、第八十八条の二から第九
十条の三までの規定を適用しない。

12
14 (略)

の六まで、附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用について
は第一号被保険者としての被保険者期間と、それぞれみなす。

11 第一項の規定による被保険者については、第八十九条から第九十
条の三までの規定を適用しない。

12 第一項の規定による被保険者(同項第一号に掲げる者を除く。第十
四項において同じ。)は、第一百六条第一項及び第二項並びに第二百
七条第一項の規定の適用については、第一号被保険者とみなす。

13 第一項の規定による被保険者(同項第三号に掲げる者に限る。)は
、第二百七条第一項の規定にかかわらず、その者が住所を有してい
た地区に係る地域型基金又はその者が加入していた職能型基金に申し
出て、地域型基金又は職能型基金の加入員となることができる。この
場合における第一百六条第一項及び第二項並びに第二百七条第三項
の規定の適用については、第一百六条第一項中「有する者」とあるの
は「有する者及び有していた者」と、同条第二項中「従事する者」と
あるのは「従事する者及び従事していた者」と、第二百七条第三項
第二号中「地域型基金の加入員」とあるのは「地域型基金の加入員(附
則第五条第十三項の規定により加入員となつた者を除く。)」と、
「職能型基金の加入員」とあるのは「職能型基金の加入員(同項の規
定により加入員となつた者を除く。)」とする。

14 第一項の規定による被保険者が中途脱退者であつて再びもとの基金
の加入員となつた場合における第三百三十条第二項(第三百三十七条の十
七第五項において準用する場合を除く。)及び国民年金法等の一部を
改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法
」という。)附則第三十四条第四項第一号の規定の適用については、
第三百三十条第二項中「当該基金の加入員であつた期間」とあるのは「
当該基金の加入員であつた期間であつて、連合会(第三百三十七条の四

(独立行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等)
第九条の五 (略)

2 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項の規定による教育資金の貸付けのあつせんを行う業務を、平成二十九年三月三十一日までの間、行うことができる。この場合において、政府は、当該業務を独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

に規定する連合会をいう。)がその支給に関する義務を負っている年金又は一時金の額の計算の基礎となる期間を除いたもの」と、昭和六十年改正法附則第三十四条第四項第一号中「同法第三百三十条第二項に規定する加入員期間をいう。以下この号において同じ」とあるのは「同法附則第五条第十四項の規定により読み替えて適用する同法第三百三十条第二項に規定する加入員期間をいう」と、「加入員期間の月数」とあるのは「加入員であつた期間の月数」とする。この場合においては、第三百三十七条の十八の規定は、適用しない。

(独立行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等)
第九条の五 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、独立行政

法人福祉医療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収の業務を、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

2 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項の規定による教育資金の貸付けのあつせんを行う業務を、同項に規定する別に法律で定める日までの間、行うことができる。この場合において、政府は、当該業務を独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）（第二条関係）
 「平成三十三年四月一日施行」

（傍線の部分は改正部分）

※ 「現行」の規定は、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）第一条の規定による改正後（平成三十三年四月一日）のもの。

改正案	現行
<p>（改定率の改定等） 第二十七条の二（略） 2（略）</p>	<p>（改定率の改定等） 第二十七条の二 平成十六年度における改定率は、一とする。 2 改定率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の四月以降の年金たる給付について適用する。 一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率 二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率 イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額（厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬平均額をいう。以下この号及び第八十七条第五項第二号イにおいて同じ。）に対する当該年度の前々年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額の比率 ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対</p>

(削る)

3| 前項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

第二十七条の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度(第二十七条の五第一項第二号及び第三項第一号において「基準年度」という。)以後において適用される改定率(以下「基準年度以後改定率」という。)の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)を基準とする。

(削る)

する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率
三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率

イ 〇・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日における厚生年金保険法の規定による保険料率(以下「保険料率」という。)の二分の一に相当する率を控除して得た率

ロ 〇・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率
3| 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。

4| 前二項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

第二十七条の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度(第二十七条の五第一項第二号及び第三項第一号において「基準年度」という。)以後において適用される改定率(以下「基準年度以後改定率」という。)の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

2| 次の各号に掲げる場合における基準年度以後改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一以上となるとき 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 一

2 前項の規定による基準年度以後改定率の改定の措置は、政令で定める。

(調整期間における改定率の改定の特例)

第二十七条の四 (略)

2 名目手取り賃金変動率が一を下回る場合の調整期間における改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率を基準とする。

(削る)

(削る)

(削る)

3・4 (略)

3 前二項の規定による基準年度以後改定率の改定の措置は、政令で定める。

(調整期間における改定率の改定の特例)

第二十七条の四 調整期間における改定率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に、調整率(第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率(当該率が一を上回るときは、一)をいう。以下同じ。)に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率(当該率が一を下回るときは、一。第三項第二号において「算出率」という。)を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金の被保険者(この法律又は厚生年金保険法の被保険者をいう。)の総数として政令で定めるところにより算定した数(以下「公的年金被保険者総数」という。)に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者総数の比率の三乗根となる率

二 〇・九九七

2 名目手取り賃金変動率が一を下回る場合の調整期間における改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率を基準とする。

一 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき(次号に掲げる場合を除く。) 物価変動率

三 物価変動率が一を上回るとき 一

3 第一項の特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

第二十七条の五 (略)

2 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

- 一 物価変動率が一を下回るとき（次号に掲げる場合を除く。） 物価変動率
- 二 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 名目手取り賃金変動率

3・4 (略)

- 一 平成二十九年における特別調整率は、一とする。
- 二 特別調整率については、毎年度、名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を算出率で除して得た率（名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率）を基準として改定する。
- 4 前三項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

第二十七条の五 調整期間における基準年度以後改定率の改定については、前条の規定にかかわらず、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率（当該率が一を下回るときは、一。第三項第一号において「基準年度以後算出率」という。）を基準とする。

- 一 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）
- 二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率（当該年度が基準年度である場合にあつては、当該年度の前年度の前条第三項に規定する特別調整率）を乗じて得た率

2 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

- 一 物価変動率が一を下回るとき 物価変動率
- 二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 一

3 第一項の基準年度以後特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

- 一 基準年度における基準年度以後特別調整率は、イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率とする。

- イ 基準年度の前年度の前条第三項に規定する特別調整率
- ロ 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）に調整率を乗じて得た率を基準年度以後算出率で除して得た率（物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率）
- 二 基準年度以後特別調整率については、毎年度、前号ロに掲げる率を基準として改定する。
- 4 前三項の規定による基準年度以後改定率の改定の措置は、政令で定める。

◎ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）（第二条関係）

〔①公布日施行 ②に掲げる改正規定を除く改正規定

②平成三十年四月一日施行 第四十三條の三第一項、第四十三條の四及び第四十三條の五の改正規定並びに附則第十七條の七第四項の改正規定〕

（傍線の部分は改正部分）

※ 「現行」の規定は、各改正規定の施行日までの改正を全て溶け込ませたもの。

改 正 案	現 行
<p>（再評価率の改定等） 第四十三條の二（略）</p>	<p>（再評価率の改定等） 第四十三條の二 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の四月以降の保険給付について適用する。 一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率 二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率 イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における被保険者に係る標準報酬平均額（各年度における標準報酬の総額を各年度における被保険者の数で除して得た額を十二で除して得た額に相当する額として、被保険者の性別構成及び年齢別構成並びに標準報酬の分布状況の変動を参酌して政令で定めるところにより算定した額をいう。以下この号において同じ。）に対する当該年度の前々年度における被保険者に係る標準報酬平均額の比率</p>

- ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率
- 三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率
- イ 〇・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日におけるこの法律の規定による保険料率（以下「保険料率」という。）の二分の一に相当する率を控除して得た率
- ロ 〇・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率
- 2 次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。
 - 一 当該年度の前年度に属する月の標準報酬（以下「前年度の標準報酬」という。）に係る再評価率 前項第三号に掲げる率（以下「可処分所得割合変化率」という。）
 - 二 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度に属する月の標準報酬（以下「前々年度等の標準報酬」という。）に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率
 - 3 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における再評価率（前項各号に掲げる再評価率を除く。）の改定については、第一項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。
 - 4 当該年度に属する月の標準報酬に係る再評価率については、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る再評価率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。
 - 5 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定め

第四十三条の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度（第四十三条の五において「基準年度」という。）以後において適用される再評価率（以下「基準年度以後再評価率」という。）の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

2～4 (略)

(調整期間における再評価率の改定等の特例)

第四十三条の四 調整期間における再評価率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に、調整率（第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率（当該率が一を上回るときは、一）をいう。以下この条及び次条において同じ。）に当該年度の

る。

第四十三条の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される再評価率（以下「基準年度以後再評価率」という。）の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

2 前年度の標準報酬及び前々年度等の標準報酬に係る基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、前条第二項各号の規定を適用する。

3 次の各号に掲げる場合における基準年度以後再評価率（前項に規定する基準年度以後再評価率を除く。）の改定については、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一以上となるとき 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 一

4 前三項の規定による基準年度以後再評価率の改定の措置は、政令で定める。

(調整期間における再評価率の改定等の特例)

第四十三条の四 調整期間における再評価率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の再評価率（次項各号に掲げる再評価率を除く。以下この項において同じ。）が当該年度の前年度の再評価率を下回ることと

回るときは、一。以下この条において「算出率」という。）を基準とする。

一・二 (略)

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の標準報酬に係る再評価率 イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率（算出率が一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一をハに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率）

イ 可処分所得割合変化率

ロ 調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率

ハ 名目手取り賃金変動率

二 前々年度等の標準報酬に係る再評価率 物価変動率に前号イに掲げる率及び同号ロに掲げる率を乗じて得た率（算出率が一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同号ハに掲げる率に同号ロに掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬に係る再評価率の設定については、第四十三条の二第四項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る再評価率に、第一号に掲げる率及び第二号に掲げる率を乗じて得た率（算出率が

なるときは、一を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金の被保険者（この法律又は国民年金法の被保険者をいう。）の総数として政令で定めるところにより算定した数（以下この号において「公的年金被保険者総数」という。）に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者総数の比率の三乗根となる率

二 〇・九九七

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の標準報酬に係る再評価率 可処分所得割合変化率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

（新設）

（新設）

（新設）

二 前々年度等の標準報酬に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬に係る再評価率の設定については、第四十三条の二第四項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る再評価率に、可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率を

一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を第三号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

一 可処分所得割合変化率

二 調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率

三 名目手取り賃金変動率

4 名目手取り賃金変動率が一を下回る場合の調整期間における再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

(削る)

一 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる時 第四十三條の二第一項、第二項及び第四項

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき 第四十三條の二第二項から第四項まで

5 第一項から第三項までの特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 平成二十九年における特別調整率は、一とする。

二 特別調整率については、毎年度、名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を算出率で除して得た率(名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率)を基準として改定する。

6 (略)

基準とする。ただし、同項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

(新設)

(新設)

(新設)

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

一 名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率(以下「調整率」という。)が一を上回るとき 第四十三條の二第一項、第二項及び第四項

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる時 第四十三條の二第一項、第二項及び第四項

三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき 第四十三條の二第二項から第四項まで

(新設)

5 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定め

第四十三条の五 調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率（当該率が一を下回るときは、一。以下この条において「基準年度以後算出率」という。）を基準とする。

一 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）

二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率（当該年度が基準年度である場合にあつては、当該年度の前年度の前条第五項に規定する特別調整率。次項第一号口及び第三項第二号において同じ。）を乗じて得た率

2 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の標準報酬に係る基準年度以後再評価率 イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率（基準年度以後算出率が一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一をハに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率）

イ 可処分所得割合変化率
ロ 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率

ハ 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）

二 前々年度等の標準報酬に係る基準年度以後再評価率 物価変動率に前号イに掲げる率及び同号ロに掲げる率を乗じて得た率（基準年

る。

第四十三条の五 調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の基準年度以後再評価率（次項各号に掲げる基準年度以後再評価率を除く。）が当該年度の前年度の基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率）を下回ることとなるときは、一を基準とする。

2 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の標準報酬に係る基準年度以後再評価率 可処分所得割合変化率に調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

（新設）

（新設）

二 前々年度等の標準報酬に係る基準年度以後再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率（前項ただし書

度以後算出率が一となる場合に於ては、当該乗じて得た率に、一を同号ハに掲げる率に同号ロに掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率)

3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬に係る基準年度以後再評価率の設定については、前条第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る基準年度以後再評価率(当該年度が基準年度である場合に於ては、再評価率)に、第一号に掲げる率及び第二号に掲げる率を乗じて得た率(基準年度以後算出率が一となる場合に於ては、当該乗じて得た率に、一を第三号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率)を基準とする。

一 可処分所得割合変化率

二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率

三 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

一 物価変動率が一を下回るとき 第四十三条の二第四項並びに第四十三条の三第一項及び第二項

(削る)

(削る)

の規定による改定が行われる場合に於ては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬に係る基準年度以後再評価率の設定については、前条第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る基準年度以後再評価率(当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合に於ては、再評価率)に、可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、第一項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

(新設)

(新設)

(新設)

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

一 物価変動率が一を下回るとき 第四十三条の二第四項並びに第四十三条の三第一項及び第二項

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回るとき(前号に掲げる場合を除く。) 第四十三条の二第四項並びに第四十三条の三第一項及び第二項

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変

(削る)

二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下
回るとき 第四十三条の二第二項、第三項ただし書及び第四項

5| 第一項から第三項までの基準年度以後特別調整率とは、第一号の規
定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 基準年度における基準年度以後特別調整率は、イに掲げる率にロ
に掲げる率を乗じて得た率とする。

イ 基準年度の前年度の前条第五項に規定する特別調整率

ロ 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき
は、名目手取り賃金変動率）に調整率を乗じて得た率を基準年度
以後算出率で除して得た率（物価変動率又は名目手取り賃金変動
率が一を下回るときは、調整率）

二 基準年度以後特別調整率については、毎年度、前号ロに掲げる率
を基準として改定する。

6| (略)

(情報の提供)

第百条の十二 (略)

動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回るとき 第四十三
条の二第一項、第二項及び第四項

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変
動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となるとき 前条第一
項から第三項まで

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下
回るとき 第四十三条の二第二項、第三項ただし書及び第四項

(新設)

5| 前各項の規定による基準年度以後再評価率の改定又は設定の措置は
、政令で定める。

(情報の提供等)

第百条の十二 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めると
ころにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項そ
の他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うもの
とする。

(削る)

(厚生労働大臣と機構の密接な連携)

第百条の十三 厚生労働大臣及び機構は、厚生年金保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携を確保しなければならない。

(研修)

第百条の十四 厚生労働大臣は、機構の協力の下に、厚生年金保険事業に関する事務に従事する厚生労働省の職員に対し、当該事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(経過措置)

第百条の十五 (略)

附則

(年金たる保険給付の額の改定の特例)

第十七条の七 (略)

2 厚生労働大臣及び機構は、厚生年金保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

(新設)

(新設)

(経過措置)

第百条の十三 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附則

(年金たる保険給付の額の改定の特例)

第十七条の七 当該年度の前年度に属する三月三十一日において年金たる保険給付(第四十三条第一項、附則第九条の二第二項第二号又は平成十二年改正法附則第二十条第一項の規定(この法律又は他の法令に

2・3 (略)

4 第一項の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合に於いて、第四十三條の四(第四十三條の五に於いて適用される場

において、これらの規定を引用し、又はその例による場合を含む。以下この項において同じ。)によりその額が計算されたものに限る。)の受給権を有する者について、第四十三條の二から第四十三條の五までの規定による再評価率の改定により、当該年度において第四十三條第一項、附則第九條の二第二項第二号又は平成十二年改正法附則第二十条第一項の規定により計算した額(以下この条において「当該年度額」という。)が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により計算した額(以下この条において「前年度額」という。)に満たない場合には、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第四十三條の二(第四十三條の三から第四十三條の五までにおいて適用される場合を除く。)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回るとき 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき 物価変動率

3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第四十三條の三(第四十三條の五において適用される場合を除く。)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第四十三條の四(第四十三條の五に於いて適用される場合を除く。)の規

合を除く。)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

- 一 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 名目手取り賃金変動率
- 二 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき (物価変動率が一を上回る場合を除く。) 物価変動率

5 (略)

(独立行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等)

第三十一条 (略)

2 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項の規定による教育資金の貸付けのあつせんを行う業務を、平成二十九年三月三十一日までの間、行うことができる。この場合において、政府は、当該業務を独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

- 一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 名目手取り賃金変動率
- 二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき (物価変動率が一を上回る場合を除く。) 物価変動率

5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第四十三条の五の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

(独立行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等)

第三十一条 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収の業務を、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

2 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項の規定による教育資金の貸付けのあつせんを行う業務を、同項に規定する別に法律で定める日までの間、行うことができる。この場合において、政府は、当該業務を独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

◎ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）（第四条関係）
 「平成三十三年四月一日施行」

（傍線の部分は改正部分）

※ 「現行」の規定は、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）第三条の規定による改正後（平成三十三年四月一日）のもの。

改正案	現行
<p>（再評価率の改定等） 第四十三条の二（略）</p>	<p>（再評価率の改定等） 第四十三条の二 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の四月以降の保険給付について適用する。</p> <p>一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率</p> <p>二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率</p> <p>イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年における被保険者に係る標準報酬平均額（各年度における標準報酬の総額を各年度における被保険者の数で除して得た額を十二で除して得た額に相当する額として、被保険者の性別構成及び年齢別構成並びに標準報酬の分布状況の変動を参酌して政令で定めるところにより算定した額をいう。以下この号において同じ。）に対する当該年度の前々年度における被保険者に係る標準報酬平均額の比率</p>

2
(略)

(削る)

3
(略)

4
前三項の規定による再評価率の改定又は規定の措置は、政令で定め

ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率
三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率

イ 〇・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日におけるこの法律の規定による保険料率（以下「保険料率」という。）の二分の一に相当する率を控除して得た率

ロ 〇・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率
2 次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 当該年度の前年度に属する月の標準報酬（以下「前年度の標準報酬」という。）に係る再評価率 前項第三号に掲げる率（以下「可処分所得割合変化率」という。）

二 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度に属する月の標準報酬（以下「前々年度等の標準報酬」という。）に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率

3 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における再評価率（前項各号に掲げる再評価率を除く。）の改定については、第一項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。

4 当該年度に属する月の標準報酬に係る再評価率については、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る再評価率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。

5 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定め

る。

第四十三条の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度（第四十三条の五において「基準年度」という。）以後において適用される再評価率（以下「基準年度以後再評価率」という。）の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）を基準とする。

2 (略)

(削る)

3 前二項の規定による基準年度以後再評価率の改定の措置は、政令で定める。

(調整期間における再評価率の改定等の特例)
第四十三条の四 (略)

る。

第四十三条の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度（第四十三条の五において「基準年度」という。）以後において適用される再評価率（以下「基準年度以後再評価率」という。）の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

2 前年度の標準報酬及び前々年度等の標準報酬に係る基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、前条第二項各号の規定を適用する。

3 次の各号に掲げる場合における基準年度以後再評価率（前項に規定する基準年度以後再評価率を除く。）の改定については、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

- 一 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一以上となるとき 名目手取り賃金変動率
- 二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 一

4 前三項の規定による基準年度以後再評価率の改定の措置は、政令で定める。

(調整期間における再評価率の改定等の特例)
第四十三条の四 調整期間における再評価率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に、調整率（第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率（当該率が一を上回るときは、一）をいう。以下この条及び次条において同じ。）に当該年度の

2

(略)

3

調整期間における当該年度に属する月の標準報酬に係る再評価率の設定については、第四十三条の二第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る再評価率に

前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率（当該率が一を下回るときは、一。以下この条において「算出率」という。）を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金の被保険者（この法律又は国民年金法の被保険者をいう。）の総数として政令で定めるところにより算定した数（以下この号において「公的年金被保険者総数」という。）に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者総数の比率の三乗根となる率

二 〇・九九七

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の標準報酬に係る再評価率 イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率（算出率が一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一をハに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率）

イ 可処分所得割合変化率

ロ 調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率

ハ 名目手取り賃金変動率

二 前々年度等の標準報酬に係る再評価率 物価変動率に前号イに掲げる率及び同号ロに掲げる率を乗じて得た率（算出率が一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同号ハに掲げる率に同号ロに掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率）

3

調整期間における当該年度に属する月の標準報酬に係る再評価率の設定については、第四十三条の二第四項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る再評価率に

、第一号に掲げる率及び第二号に掲げる率を乗じて得た率（算出率が
一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を第三号に掲げる
率に第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率
）を基準とする。

一〇三（略）

4 名目手取り賃金変動率が一を下回る場合の調整期間における再評価
率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、第四十三
条の二第一項から第三項までの規定を適用する。

（削る）

（削る）

5・6（略）

、第一号に掲げる率及び第二号に掲げる率を乗じて得た率（算出率が
一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を第三号に掲げる
率に第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率
）を基準とする。

一 可処分所得割合変化率

二 調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率

三 名目手取り賃金変動率

4 名目手取り賃金変動率が一を下回る場合の調整期間における再評価
率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、次の各号
に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

一 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 第四十三
条の二第一項、第二項及び第四項

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき 第四十三
条の二第二項から第四項まで

5 第一項から第三項までの特別調整率とは、第一号の規定により設定
し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 平成二十九年における特別調整率は、一とする。

二 特別調整率については、毎年度、名目手取り賃金変動率に調整率
を乗じて得た率を算出率で除して得た率（名目手取り賃金変動率が
一を下回るときは、調整率）を基準として改定する。

6 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定め
る。

第四十三條の五（略）

第四十三條の五 調整期間における基準年度以後再評価率の改定につい
ては、前條の規定にかかわらず、第一号に掲げる率に第二号に掲げる
率を乗じて得た率（当該率が一を下回るときは、一。以下この條にお

いて「基準年度以後算出率」という。）を基準とする。

一 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）

二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率（当該年度が基準年度である場合にあつては、当該年度の前年度の前条第五項に規定する特別調整率。次項第一号口及び第三項第二号において同じ。）を乗じて得た率

2 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の標準報酬に係る基準年度以後再評価率 イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率（基準年度以後算出率が一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一をハに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率）

イ 可処分所得割合変化率

ロ 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率

ハ 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）

二 前々年度等の標準報酬に係る基準年度以後再評価率 物価変動率に前号イに掲げる率及び同号ロに掲げる率を乗じて得た率（基準年度以後算出率が一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同号ハに掲げる率に同号ロに掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬に係る基準年度以後再評価率の設定については、前条第三項の規定にかかわらず、当該

4 物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回る場合の調整期間における基準年度以後再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、第四十三条の二第三項並びに第四十三条の三第一項及び第二項の規定を適用する。

(削る)

(削る)

5・6 (略)

年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る基準年度以後再評価率（当該年度が基準年度である場合にあつては、再評価率）に、第一号に掲げる率及び第二号に掲げる率を乗じて得た率（基準年度以後算出率が一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を第三号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率）を基準とする。

一 可処分所得割合変化率

二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率

三 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

一 物価変動率が一を下回るとき 第四十三条の二第四項並びに第四

十三条の三第一項及び第二項

二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 第四十三条の二第二項、第三項ただし書及び第四項

5 第一項から第三項までの基準年度以後特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 基準年度における基準年度以後特別調整率は、イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率とする。

イ 基準年度の前年度の前条第五項に規定する特別調整率

ロ 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）に調整率を乗じて得た率を基準年度

附 則

(平均標準報酬月額の設定)
第十七条の四 (略)

- 以後算出率で除して得た率(物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率)
- 二 基準年度以後特別調整率については、毎年度、前号口に掲げる率を基準として改定する。
- 6 前各項の規定による基準年度以後再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

附 則

(平均標準報酬月額の設定)

第十七条の四 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。)第六条の規定による改正前の第四十三条第一項(以下この条において「改正前の第四十三条第一項」という。)に規定する平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、被保険者であった期間の各月の標準報酬月額に再評価率を乗じて得た額とする。ただし、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第七十八条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第七十条第一項、昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第三十二条第二項、平成十二年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第三十二条第二項及び平成十二年改正法第

十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項並びに平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定を適用する場合においては、この限りでない。

2 昭和六十年改正法附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法による船員保険の被保険者であった期間（以下この項及び附則第十七条の九第一項において「船員保険の被保険者であった期間」という。）の平均標準報酬月額額の計算の基礎となる標準報酬月額については、前項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であった期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第一の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

3 昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第二項において同じ。）の平均標準報酬月額額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧適用法人共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第三十二条第一項の規定により当該旧適用法人共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りで

ない。

4 昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第三項において同じ。）の平均標準報酬月額（計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧農林共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする）。

5 昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第四項において同じ。）の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧国家公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十二条第一項の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

6 昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間（

平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第五項において同じ。）の平均標準報酬月額額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧地方公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第三十五条第一項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

7 昭和六十年九月以前の期間に属する旧私立学校教職員共済加入者期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第六項において同じ。）の平均標準報酬月額額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧私立学校教職員共済加入者期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。

8 平成十五年四月一日前に被保険者であつた者（第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者を除く。）の平均標準報酬月額が七万四千七百七十七円（当該被保険者であつた者（第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者を除く。）が昭和十年四月一日以前に生まれた者であるときは六万九千二百二十五円とし、その者が昭和十年四月

二日から昭和十一年四月一日までに生まれた者であるときは六万九千四百九円とし、その者が昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までに生まれた者であるときは六万九千九百八円とする。次項において同じ。）に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。次項において同じ。）に満たないときは、これを当該額とする。ただし、昭和六十年改正法附則第七十八條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の第七十條第一項、昭和六十年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の第三百二十二條第二項、平成十二年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四條の規定による改正前の第三百二十二條第二項及び平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第三百二十二條第二項の規定を適用する場合においては、この限りでない。

9 第七十八條の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者に係る平均標準報酬月額を計算する場合においては、平成十五年四月一日前の被保険者であつた期間のうち、第七十八條の六第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定又は決定が行われた期間以外の期間の平均標準報酬月額が七万四千七百七十七円に改定率を乗じて得た額に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、当該額を当該期間の各月の標準報酬月額とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

10 第四十三條の二から第四十三條の五までの規定（第四十三條の二第

二項及び第三項、第四十三條の三第二項、第四十三條の四第二項及び第三項並びに第四十三條の五第二項及び第三項を除く。）は、第二項に規定する率及び第三項から第七項までに規定する率の改定について準用する。

11 (略)

二項及び第四項、第四十三條の三第二項、第四十三條の四第二項及び第三項並びに第四十三條の五第二項及び第三項を除く。）は、第二項に規定する率及び第三項から第七項までに規定する率の改定について準用する。

11 基金の加入員たる被保険者であつた期間（老齡厚生年金の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間をいう。以下この項及び附則第十七条の六第一項において同じ。）の全部又は一部が平成十五年四月一日前の期間である場合であつて、第七十八條の六第一項の規定により第二号改定者の標準報酬月額額の改定が行われた場合における昭和六十年改正法附則第八十二條第一項、昭和六十年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第三百三十二條第二項、平成十二年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第三百三十二條第二項及び平成十二年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項並びに平成十二年改正法附則第二十三條第一項に規定する平均標準報酬月額額の計算の基礎となる標準報酬月額については、加入員たる被保険者であつた期間の各月の第七十八條の六第一項の規定による改定前の標準報酬月額額の総額を、当該加入員たる被保険者であつた期間の月数で除して得た額とする。

(年金たる保険給付の額の改定の特例)

第十七條の七 (略)

(年金たる保険給付の額の改定の特例)

第十七條の七 当該年度の前年度に属する三月三十一日において年金たる保険給付（第四十三條第一項、附則第九條の二第二項第二号又は平成十二年改正法附則第二十条第一項の規定（この法律又は他の法令に

2 前項の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合において、第四十三条の二（第四十三条の三から第四十三条の五までにおいて適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に名目手取り賃金変動率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

（削る）

（削る）

3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において同じ。）が一を下回る場合において、第四十三条の三（第四十三条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率が一を下回る場

において、これらの規定を引用し、又はその例による場合を含む。以下この項において同じ。）によりその額が計算されたものに限る。）の受給権を有する者について、第四十三条の二から第四十三条の五までの規定による再評価率の改定により、当該年度において第四十三条第一項、附則第九条の二第二項第二号又は平成十二年改正法附則第二十条第一項の規定により計算した額（以下この条において「当該年度額」という。）が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により計算した額（以下この条において「前年度額」という。）に満たない場合には、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第四十三条の二（第四十三条の三から第四十三条の五までにおいて適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回るとき 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき 物価変動率

3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第四十三条の三（第四十三条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率が一を下回る場

合において、第四十三条の四（第四十三条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に名目手取り賃金変動率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

（削る）

（削る）

5
（略）

合において、第四十三条の四（第四十三条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

一 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき（物価変動率が一を上回る場合を除く。） 物価変動率

5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第四十三条の五の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

◎ 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）（抄）（第五条関係）

〔①公布日施行 附則第三十一条の改正規定

②公布日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日施行 第二十一条第一項第三号の改正規定（同号イ中「第八号」を「第九号」に改める部分を除く。）及び第二十二号第二号の改正規定

③平成二十九年十月一日施行 ①及び②に掲げる改正規定を除く改正規定〕

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 経営委員会（第五条の二―第五条の七）</p> <p>第三章 監査委員会（第五条の八―第五条の十二）</p> <p>第四章 役員及び職員（第六条―第十七条の四）</p> <p>第五章 業務等（第十八条―第二十三条）</p> <p>第六章 財務及び会計（第二十四条―第二十五条の二）</p> <p>第七章 業務の概況等の公表（第二十六条）</p> <p>第八章 雑則（第二十七条―第三十二条）</p> <p>第九章 罰則（第三十三条・第三十四条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 経営委員会</p> <p>（経営委員会の設置）</p> <p>第五条の二 管理運用法人に、経営委員会を置く。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条―第十四条）</p> <p>第三章 運用委員会（第十五条―第十七条）</p> <p>第四章 業務等（第十八条―第二十三条）</p> <p>第五章 財務及び会計（第二十四条・第二十五条）</p> <p>第六章 業務の概況の公表（第二十六条）</p> <p>第七章 雑則（第二十七条―第三十二条）</p> <p>第八章 罰則（第三十三条―第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

(経営委員会の権限)

第五条の三 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

イ 通則法第二十八条第一項に規定する業務方法書の変更

ロ 通則法第三十条第一項に規定する中期計画（第二十条において「中期計画」という。）及び通則法第三十一条第一項に規定する年度計画の作成又は変更

ハ 通則法第三十二条第二項に規定する報告書の作成

ニ 通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書の作成、利益及び損失の処理その他の会計に関する重要事項

ホ 通則法第四十九条に規定する規程の変更

ヘ 通則法第五十条の二第二項に規定する報酬等の支給の基準及び通則法第五十条の十第二項に規定する給与等の支給の基準の策定又は変更

ト 第二十三条第一項に規定する制裁規程の変更

チ 第二十六条第一項に規定する業務概況書及び同条第二項に規定する書類の作成

リ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして厚生労働省令で定める事項

ヌ 管理運用法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

ル 組織及び定員に関する重要事項（リ及びヌに掲げるものを除く。）

ヲ 厚生年金保険法第七十九条の五第一項に規定する積立金の資産

(新設)

の構成の目標及び同法第七十九条の六第一項に規定する管理運用の方針の策定又は変更

ワ 厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する業務概況書の作成

カ イからワまでに掲げるもののほか、経営委員会が特に必要と認める事項

二 役員職務の執行の監督

2 経営委員会は、前項第二号に掲げる職務のうち、理事長又は理事による第十八条第一号に掲げる業務（以下「管理運用業務」という。）の実施状況の監視については、監査委員会に行わせることができる。

3 経営委員会は、必要があると認めるときは、監査委員会に対し、前項に規定する監視の結果について報告を求めることができる。

（経営委員会の組織）

第五条の四 経営委員会は、委員長並びに監査委員である委員及びそれ以外の委員八人以内並びに理事長で組織する。

2 委員長は、経営委員会の会務を総理する。

3 委員長は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

4 理事長は、経営委員会の職務を執行する場合には、第七条第一項の規定にかかわらず、独立してその職務を執行する。

（経営委員会の招集）

第五条の五 経営委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、前条第三項に規定する委員長の職務を代理する者。以下この章及び第五条の十第三項において同じ。）が招集する。

（新設）

（新設）

2 委員長は、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に経営委員会を招集しなければならない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、経営委員会を招集することができる。

4 委員長は、委員長及び委員並びに理事長の総数の三分の一以上の委員又は理事長が必要と認めて委員長に対しその招集を請求したときは、経営委員会を招集しなければならない。

(議事の運営)

第五条の六 経営委員会は、委員長が出席し、かつ、委員長及び委員並びに理事長の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、出席した委員長及び委員並びに理事長の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他経営委員会の運営に関し必要な事項は、経営委員会が定める。

(議事録等の公表)

第五条の七 委員長は、経営委員会の定めるところにより、第五条の三第一項第一号に規定する事項を議事とする会議の議事録その他厚生労働省令で定める書類を作成し、厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに、公表しなければならない。

第三章 監査委員会

(監査委員会の設置等)

(新設)

(新設)

(新設)

第五条の八 管理運用法人に、監査委員会を置く。この場合において、通則法第十八条第一項の規定（監事に係る部分に限る。）は、適用しない。

（新設）

2 監査委員会は、監査委員三人以上で組織する。

3 監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

（監査委員会の職務及び権限）

第五条の九 管理運用法人の監査に関する通則法第十九条第四項から第

六項まで及び第九項の規定の適用については、同条第四項中「監事」

とあるのは「監査委員会」と、同条第五項中「監事は」とあるのは「

監査委員会が選定する監査委員は」と、「役員（監事を除く。）」と

あるのは「役員」と、同条第六項中「監事」とあるのは「監査委員会

が選定する監査委員」と、同条第九項中「監事」とあるのは「監査委

員会」と、「法人の長」とあるのは「法人の長若しくは経営委員会」

とする。

2 監査委員会は、前項の規定により読み替えて適用する通則法第十九条第四項に定めるもののほか、経営委員会の定めるところにより、第五条の三第二項に規定する監視を行う。

3 第一項の規定により読み替えて適用する通則法第十九条第五項及び第六項の監査委員は、これらの規定による報告の徴収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

（経営委員会等への報告義務等）

第五条の十 監査委員は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為を

（新設）

するおそれがあると認めるとき、又はこの法律、通則法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長及び経営委員会に報告するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 監査委員は、前項に規定する場合のほか、第五条の三第二項に規定する監視において、理事長又は理事の職務の執行が適当でないと認めるときは、遅滞なく、経営委員会に報告しなければならない。

3 監査委員は、前二項に規定する場合において、必要があると認めるときは、委員長に対し、経営委員会の招集を請求することができる。

4 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を経営委員会の日とする経営委員会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監査委員は、経営委員会を招集することができる。

(監査委員会の招集)

第五条の十一 監査委員会は、各監査委員が招集する。

(新設)

(監査委員会の議事の運営)

第五条の十二 監査委員会は、監査委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

(新設)

2 監査委員会の議事は、出席した監査委員の過半数をもって決する。

3 役員（監査委員である委員を除く。）は、監査委員会の要求があつたときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

4 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他監査委員会の運営に関し必要な事項は、監査委員会が定める。

第四章 役員及び職員

(役員)

第六条 管理運用法人に、役員として、その長である理事長並びに委員長及び委員八人以内を置く。

2 管理運用法人に、役員として、管理運用業務を担当する理事（以下「管理運用業務担当理事」という。）一人を置く。

3 管理運用法人に、管理運用業務担当理事のほか、役員として、理事一人を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第七条 理事長は、管理運用法人を代表し、通則法第十九条第一項の規定にかかわらず、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。

3 管理運用業務担当理事は、管理運用業務のうち厚生労働大臣の定めるものについて、理事長の定めるところにより、管理運用法人を代表し、理事長を補佐して管理運用法人の業務を掌理する。

4 理事（管理運用業務担当理事を除く。）は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して管理運用法人の業務を掌理する。

5 管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、第五条の三第一項第一号に規定する事項（管理運用業務に係るものに限る。）を議事とする経営委員会の会議に出席し、その所掌する事務に関する意見を述べることができる。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 管理運用法人に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 管理運用法人に、役員として、第十八条第一号に掲げる業務（以下「管理運用業務」という。）を担当する理事一人を置く。

3 管理運用法人に、前項に規定する理事のほか、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して管理運用法人の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。

(役員の内命)

第七條の二 理事長は、通則法第二十条第一項の規定にかかわらず、経済、金融、資産運用、経営管理その他の管理運用法人の業務に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 委員長及び委員は、通則法第二十条第四項の規定にかかわらず、前項に規定する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 管理運用法人の役員の内命に関する通則法第二十条第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは「年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第七條の二第一項又は第二項」と、「監事」とあるのは「委員長若しくは委員」とする。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定により委員長及び委員を任命するに当たっては、厚生年金保険及び国民年金の被保険者の利益を代表する者並びに事業主の利益を代表する者各一名を、関係団体の推薦に基づき任命するものとする。

5 第二項の規定による委員の内命は、監査委員である委員とそれ以外の委員とを区別してしなければならない。

6 委員長及び委員は、理事長若しくは理事又は職員と兼ねることができない。

7 管理運用業務担当理事は、通則法第二十条第四項の規定にかかわらず、第一項に規定する者のうちから、経営委員会の同意を得、かつ、厚生労働大臣の承認を受けて、理事長が任命する。

8 理事（管理運用業務担当理事を除く。）は、通則法第二十条第四項の規定にかかわらず、第一項に規定する者のうちから、経営委員会の同意を得、理事長が任命する。

9 管理運用法人の役員（理事に限る。）の内命に関する通則法第二十

(新設)

条第五項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「年金積立金管理運用独立行政法人法第七条の二第七項又は第八項」とする。

(役員)の任期

第八条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、監査委員である委員の任期は、任命の日から五年が経過する日を含む事業年度の直前の事業年度についての通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日までとする。

2 (略)

(役員)の欠格条項の特例

第九条 管理運用法人の役員(委員長及び委員に限る。)の欠格に関する通則法第二十二条の規定の適用については、同条中「非常勤の者」とあるのは、「非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるもの」とする。

2 通則法第二十二条(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業(これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。)を行う者(以下「金融事業者」という。)であつて管理運用法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配

(理事)の任期

第八条 (新設)

理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間(その末日が通則法第二十一条第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。

(役員)の欠格条項の特例

第九条 (新設)

通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業(これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。)を行う者であつて管理運用法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

力を有する者を含む。)

二 金融事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員の特例)

第十条 管理運用法人の役員に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条(年金積立金管理運用独立行政法人法第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

2 管理運用法人の理事長による役員(管理運用業務担当理事に限る。)

(の解任に関する通則法第二十三条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「ときは」とあるのは、「ときは、経営委員会

3 管理運用法人の理事長による役員(理事(管理運用業務担当理事を除く。)

項の規定の適用については、これらの規定中「ときは」とあるのは、「ときは、経営委員会の同意を得て」とする。

4 経営委員会は、理事長が通則法第二十三条第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 経営委員会は、理事が通則法第二十三条第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認めるときは、理事長に対し、当該理事の解任を求めることができる。

6 理事長は、前項の規定による求めがあったときは、当該求めに基づいて講じた措置について、経営委員会に報告しなければならない。

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

第十条 管理運用法人の役員に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)第九条」とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(役員等の注意義務等)

第十一条 (略)

2 管理運用法人の役員は、通則法第二十一条の四に定めるもののほか、管理運用業務に関する職務の執行に際しては、委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意(第二十二条において「慎重な専門家の注意」という。)を払わなければならない。

3 管理運用法人の役員は、報告義務に関する通則法第二十一条の五の規定の適用については、同条中「役員(監事を除く。）」とあるのは「役員」と、「監事に」とあるのは「監査委員会に」とする。

(役員等の禁止行為)

第十二条 管理運用法人の役員は、自己又は管理運用法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、次に掲げる行為を行つてはならない。

一・二 (略)

(役員等の注意義務)

第十一条 管理運用法人の役員及び職員は、年金積立金が厚生年金保険及び国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

2 理事長及び理事は、管理運用業務に関する職務の執行に際しては、委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意(第二十二条において「慎重な専門家の注意」という。)を払わなければならない。

3 理事長及び理事は、管理運用業務について、この法律、厚生年金保険法若しくは国民年金法、これらの法律に基づく命令若しくは通則法若しくはこの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は管理運用法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、管理運用法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(理事長及び理事の禁止行為)

第十二条 理事長及び理事は、自己又は管理運用法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、次に掲げる行為を行つてはならない。

- 一 特別の利益の提供を受け、又は受けるために、年金積立金の管理及び運用に関する契約を管理運用法人に締結させること。
- 二 自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券その他の資産を管理運用法人に取得させ、又は年金積立金の管理及び運用に係る資産を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するように

させること。

(代表権の制限等の特例)

第十二条の二 管理運用法人の代表権の制限に関する通則法第二十四条の規定の適用については、同条中「監事」とあるのは、「監査委員会が選定する監査委員」とする。

2 管理運用法人の代表権を有する役員²の代理人の選任に関する通則法第二十五条の規定の適用については、同条中「有しない役員」とあるのは、「有しない役員（委員長及び委員を除く。）」とする。

(秘密保持義務)

第十三条 管理運用法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(他の管理運用法人役職員についての依頼等の規制の特例)

第十五条 管理運用法人の役員又は職員（非常勤の者を除く。以下「管理運用法人役職員」という。）は、通則法第五十条の四第一項及び第六項に定めるもののほか、金融事業者に対し、他の管理運用法人役職員をその離職後に、若しくは管理運用法人役職員であつた者を、当該金融事業者若しくはその子法人（当該金融事業者²に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該他の管理運用法人役職員若しくは当該管理運用法人役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の管理

(新設)

(秘密保持義務)

第十三条 管理運用法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、管理運用業務に係る職務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(新設)

運用法人役職員をその離職後に、若しくは当該管理運用法人役職員であつた者を、当該金融事業者若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

- 2 通則法第五十条の四第二項（第一号及び第三号を除く。）の規定は、前項の規定による管理運用法人役職員についての金融事業者又はその子法人の地位に係る依頼等の規制について準用する。

（在職中の求職の規制の特例）

第十六条 管理運用法人役職員は、通則法第五十条の五に定めるもののほか、利害関係金融事業者（金融事業者のうち管理運用法人役職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下この項及び次項第三号において同じ。）に対し、離職後に当該利害関係金融事業者若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 退職手当通算予定役職員（通則法第五十条の四第五項に規定する退職手当通算予定役職員をいう。次条第一項及び第十七条の二において同じ。）が退職手当通算法人等（通則法第五十条の四第四項に規定する退職手当通算法人等をいう。次条第一項及び第十七条の二において同じ。）に対して行う場合
- 二 管理運用法人役職員のうち、管理運用法人の組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位として厚生労働省令で定めるものに就いている職員が行う場合

- 三 管理運用法人役職員が利害関係金融事業者に対し、当該利害関係

（新設）

金融事業者若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより管理運用法人の業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として厚生労働省令で定める場合において、任命権者の承認を得た管理運用法人役職員が当該承認に係る利害関係金融事業者に対して行う場合

(金融事業者再就職者による依頼等の規制)

第十七条 管理運用法人役職員であつた者であつて離職後に金融事業者の地位に就いている者(退職手当通算予定役職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人等の地位に就いている者を除く。以下この条において「金融事業者再就職者」という。)は、離職前五年間に在職していた管理運用法人の内部組織として厚生労働省令で定めるものに属する役員又は職員に対し、契約事務(管理運用法人と当該金融事業者又はその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約に関する事務をいう。以下この条において同じ。)であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項に定めるもののほか、金融事業者再就職者のうち、管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該地位に就いていた時に在職していた内部組織として厚生労働省令で定めるものに属する役員又は職員に対し、契約事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該地位に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又は

(新設)

しないように要求し、又は依頼してはならない。

3 前二項に定めるもののほか、金融事業者再就職者は、管理運用法人の役員又は職員に対し、管理運用法人と当該金融事業者再就職者が現にその地位に就いている金融事業者又はその子法人との間の契約であつて管理運用法人においてその締結について自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

4 前三項の規定は、金融事業者再就職者が管理運用法人の役員又は職員に対し、契約事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより管理運用法人の業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として厚生労働省令で定める場合において、理事長の承認を得て、金融事業者再就職者が当該承認に係る役員又は職員に対し、当該承認に係る契約事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合には、適用しない。

5 管理運用法人役員は、通則法第五十条の六に定めるもののほか、前項に規定する場合を除き、金融事業者再就職者から第一項から第三項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、理事長にその旨を届け出なければならない。

(理事長への届出)

第十七条の二 管理運用法人役員であつた者のうち、管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で定めるものに就いていた者(退職手当通算予定役員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人等の地位に就いている者を除く。)は、離職後二年間、金融事業者の地位に就いた場合は、通則法第五十条の七第一項

(新設)

の規定による届出を行った場合、日々雇い入れられる者となった場合その他政令で定める場合を除き、理事長にその旨を届け出なければならない。

(理事長がとるべき措置等の特例)

第十七条の三 管理運用法人の理事長がとるべき措置等に関する通則法第五十条の八の規定の適用については、同条第一項中「前条」とあるのは「前条まで及び年金積立金管理運用独立行政法人法第十五条から第十七条」と、同条第二項及び第三項中「第五十条の六」とあるのは「第五十条の六及び年金積立金管理運用独立行政法人法第十七条第五項」と、同項中「及び前二項」とあるのは「並びに前二項（同法第十七条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(政令への委任)

第十七条の四 第十五条から前条までの規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(削る)

(削る)

(新設)

(新設)

第三章 運用委員会

(運用委員会の設置及び権限)

第十五条 管理運用法人に、運用委員会を置く。

2 次に掲げる事項は、運用委員会の議を経なければならない。

一 業務方法書の作成又は変更

二 通則法第三十条第一項に規定する中期計画（第二十条において「中期計画」という。）の作成又は変更

3 運用委員会は、年金積立金の運用状況その他の管理運用業務の実施

状況を監視する。

4 運用委員会は、前二項に規定するもののほか、管理運用業務に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(運用委員会の組織)

第十六条 運用委員会は、委員十一人以内をもって組織する。

(委員)

第十七条 委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第九条、第十一条第一項、第十三条及び第十四条並びに通則法第十四条、第二十一条第四項、第二十二条並びに第二十三条第一項（第十条において読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項の規定は、委員について準用する。この場合において、通則法第十四条第三項中「第二十条第一項」とあるのは「年金積立金管理運用独立行政法人法第十七条第一項」と、通則法第二十二条中「非常勤の者」とあるのは「非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるもの」と、通則法第二十条第一項及び第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。

第四章 業務等

第五章 業務等

(業務の委託)

(業務の委託)

第十九条 (略)

2 第十一条第一項及び第二項、第十二条並びに通則法第二十一条の四の規定は、前項の規定により業務の委託を受けた者について準用する。

(積立金の管理及び運用)

第二十一条 厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定に基づき寄託された積立金(以下「厚生年金積立金」という。)及び国民年金法第七十六条第一項の規定に基づき寄託された積立金(以下「国民年金積立金」という。)の運用は、次に掲げる方法により安全かつ効率的に行われなければならない。

一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に規定する有価証券(有価証券に係る標準物(同法第二条第二十四項第五号に掲げるものをいう。第六号において「標準物」という。)を含む。)であつて政令で定めるもの(株式を除く。)の売買(デリバティブ取引(同条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第九号において同じ。))に該当するものについては、この号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)

二 (略)

三 信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては

第十九条 管理運用法人は、業務方法書で定めるところにより、金融機関その他政令で定める法人に対し、前条に規定する業務の一部を委託することができる。

2 第十一条及び第十二条の規定は、前項の規定により業務の委託を受けた者について準用する。

(積立金の管理及び運用)

第二十一条 厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定に基づき寄託された積立金(以下「厚生年金積立金」という。)及び国民年金法第七十六条第一項の規定に基づき寄託された積立金(以下「国民年金積立金」という。)の運用は、次に掲げる方法により安全かつ効率的に行われなければならない。

一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に規定する有価証券(有価証券に係る標準物(同法第二条第二十四項第五号に掲げるものをいう。第六号において「標準物」という。)を含む。)であつて政令で定めるもの(株式を除く。)の売買

二 預金又は貯金(厚生労働大臣が適当と認めて指定したものに限り。)

三 信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては

、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ 前二号及び第五号から第九号までに掲げる方法

ロ コール資金の貸付け又は手形の割引

ハ (略)

四・五 (略)

六 債券オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させ、又は解除させることができる権利であつて政令で定めるものをいう。）の取得又は付与（第一号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）

七 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引の対象となるものをいう。）の売買（第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）

、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ 前二号及び第五号から第八号までに掲げる方法

（新設）

ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）との投資一任契約（同条第八項第十二

号ロに規定する契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結

四 厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第一

号に規定する第一号厚生年金被保険者に限る。）及び国民年金の被

保険者（国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者

に限る。）を被保険者とする生命保険（被保険者の所定の時期にお

ける生存を保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込

み

五 第一号の規定により取得した有価証券のうち政令で定めるもの

金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け

六 債券オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させ、又は解除させる

ことができる権利であつて政令で定めるものをいう。）の取得又は

付与

七 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、

その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該

売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行

する取引（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引

所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であ

つて、政令で定めるものに該当するものを除く。）の対象となるも

のをいう。）の売買

八 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引を成立させることができる権利であつて政令で定めるものをいう。）の取得又は付与（第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）

九 第一号及び前三号に定めるもののほか、デリバティブ取引であつて政令で定めるもの（第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）

2 (略)

（年金積立金の管理及び運用に関する契約）

第二十二条 管理運用法人は、年金積立金の管理及び運用に関して、次に掲げる契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が慎重な専門家の注意を払うとともに、法令及び管理運用法人と締結した契約その他の規程を遵守し、管理運用法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならない。

一 (略)

二 前条第一項第三号ハに規定する投資一任契約

三 (略)

（制裁規程）

第二十三条 (略)

2 前項の制裁規程においては、管理運用法人の役員及び職員が、この

八 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引（前号の政令で定める取引に該当するものを除く。）を成立させることができる権利をいう。）の取得又は付与

（新設）

2 管理運用法人は、厚生年金積立金及び国民年金積立金を合同して管理及び運用を行うことができる。

（年金積立金の管理及び運用に関する契約）

第二十二条 管理運用法人は、年金積立金の管理及び運用に関して、次に掲げる契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が慎重な専門家の注意を払うとともに、法令及び管理運用法人と締結した契約その他の規程を遵守し、管理運用法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならない。

一 前条第一項第三号に掲げる信託の契約

二 前条第一項第三号ロに規定する投資一任契約

三 前条第一項第四号に掲げる生命保険の保険料の払込みの契約

（制裁規程）

第二十三条 管理運用法人は、業務の開始の際、制裁規程を作成し、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の制裁規程においては、管理運用法人の役員、委員及び職員（

法律、厚生年金保険法若しくは国民年金法、これらの法律に基づく命令若しくは通則法若しくはこの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは管理運用法人が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は管理運用法人の役員及び職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員及び職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

第六章 財務及び会計

(会計監査人の監査等の特例)

第二十五条の二 管理運用法人の会計監査人に関する通則法第三十九条第一項及び第二項並びに第三十九条の二の規定の適用については、通則法第三十九条第一項中「監事」とあるのは「監査委員会」と、同条第二項中「役員（監事を除く。）」とあるのは「役員」と、通則法第三十九条の二の見出し及び同条第一項中「監事に」とあるのは「監査委員会に」と、同項中「役員（監事を除く。）」とあるのは「役員」と、同条第二項中「監事」とあるのは「監査委員会が選定する監査委員」とする。

第七章 業務の概況等の公表

第二十六条 管理運用法人は、各事業年度の通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の提出後遅滞なく、当該事業年度における年金積立金の資産の額及びその構成割合並びに運用収入の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表

以下この項において「役員等」という。）が、この法律、厚生年金保険法若しくは国民年金法、これらの法律に基づく命令若しくは通則法若しくはこの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは管理運用法人が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は管理運用法人の役員等たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員等に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

第五章 財務及び会計

(新設)

第六章 業務の概況の公表

第二十六条 管理運用法人は、各事業年度の決算完結後遅滞なく、当該事業年度における年金積立金の資産の額及びその構成割合並びに運用収入の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表しなければならない。

しなければならない。

- 2| 管理運用法人は、厚生労働省令で定める期間ごとに、年金積立金の運用の実績その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

第八章 雑則

(年金財政に与える影響の検証等)

第二十八条 (略)

- 2 管理運用法人の業務の実績についての評価に関する通則法第三十二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「分析」とあるのは「分析並びに年金積立金管理運用独立行政法人法第二十八条第一項の規定による検証」と、同条第四項中「を通知するとともに」とあるのは「及び年金積立金管理運用独立行政法人法第二十八条第一項の規定による検証の結果を通知するとともに」と、「同項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「を通知しなければ」とあるのは「及び同条第一項の規定による検証の結果を通知しなければ」とする。

(社会保障審議会への諮問)

第二十九条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、社会保障審議会に諮問しなければならない。

- 一 通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更

(新設)

第七章 雑則

(年金財政に与える影響の検証等)

- 第二十八条 厚生労働大臣は、通則法第三十二条第一項の規定による評価に資するよう、毎年度年金積立金の運用が年金財政に与える影響について検証しなければならない。

- 2 管理運用法人の業務の実績についての評価に関する通則法第三十二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「分析」とあるのは「分析並びに年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)第二十八条第一項の規定による検証」と、同条第四項中「を通知するとともに」とあるのは「及び年金積立金管理運用独立行政法人法第二十八条第一項の規定による検証の結果を通知するとともに」と、「同項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「を通知しなければ」とあるのは「及び同条第一項の規定による検証の結果を通知しなければ」とする。

(新設)

しようとするとき。

二 通則法第三十条第一項の認可をしようとするとき。

三 通則法第三十二条第一項の評価を行おうとするとき。

(財務大臣との協議)

第三十条 (略)

(主務大臣等)

第三十一条 (略)

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第三十二条 (略)

(削る)

第九章 罰則

第三十三条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(財務大臣との協議)

第二十九条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならぬ。

一 第二十一条第一項第二号の規定による指定をしようとするとき。

二 第二十五条第四項の額を定めようとするとき。

三 第二十六条の規定により厚生労働省令を定めようとするとき。

(主務大臣等)

第三十条 管理運用法人に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第三十一条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、管理運用法人の役員及び職員には適用しない。

第三十二条 削除

第八章 罰則

第三十三条 第十三条(第十七条第三項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(削る)

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした管理運用法人の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五条の七、第二十三条第一項又は第二十六条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

二 第七条の二第七項又は第十条第二項の規定により読み替えて適用する通則法第二十三条第二項若しくは第三項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

三 (略)

四 (略)

(削る)

五 (略)

附則

第三十一条 削除

第三十四条 管理運用法人に関する通則法第七十条の規定の適用については、「又は職員」とあるのは、「委員又は職員」とする。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした管理運用法人の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

(新設)

(新設)

一 第十八条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第二十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第二十三条第一項又は第二十六条の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第二十四条第二項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

附則

(別に法律で定める日の検討)

第三十一条 前条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法(以下この条において「新機構法」という。)附則第五条の二第三項の別に法律で定める日については、施行日後一回目以降の厚生年金保険

法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し及び国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通しが作成される際に、新機構法附則第五条の二第三項に規定する業務の実施状況を踏まえて検討するものとし、その結果に基づいて定めるものとする。

◎ 日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）（抄）（第六条関係）

〔①公布日施行 第五十三条の次に一条を加える改正規定

②公布日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日施行 ①に掲げる改正規定を除く改正規定〕

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（資本金等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 機構は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて厚生労働省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合には、第四十四条の二の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。</p> <p>（中期計画）</p> <p>第三十四条 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様</p>	<p>（資本金）</p> <p>第五条 機構の資本金は、附則第十二条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。</p> <p>2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。</p> <p>3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（中期計画）</p> <p>第三十四条 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この条及び次条において「中期計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更し</p>

とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一、四 (略)

五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

3 (略)

(不要財産に係る国庫納付等)

第四十四条の二 機構は、不要財産については、遅滞なく、厚生労働大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十四条第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該不要財産を国庫に納付するときは、厚生労働大臣の認可を受けることを要しない。

2 機構は、前項の規定による不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、厚生労働大臣の認可を受けて、不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該不要

しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置

四 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(新設)

(新設)

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができ

(新設)

財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で厚生労働大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十四条第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、厚生労働大臣の認可を受けることを要しない。

3 機構は、前項の場合において、不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて厚生労働大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 機構が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、機構の資本金のうち当該納付に係る不要財産に係る部分として厚生労働大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（財産の処分等の制限）

第四十五条 機構は、不要財産以外の重要な財産であつて厚生労働省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十四条第二項第六号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない

（財産の処分等の制限）

第四十五条 機構は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(財務大臣との協議)

第五十三条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議し
なければならぬ。

一 (略)

二 第三十四条第一項、第三十五条、第四十三条第一項若しくは第二
項、第四十四条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第
四十五条の規定による認可をしようとするとき。

(研修)

第五十三条の二 機構は、厚生年金保険法第百条の十三及び国民年金法
第百九条の十三の趣旨を踏まえ、厚生労働大臣の協力の下に、機構の
職員に対し、政府管掌年金事業に関する事務を適正かつ円滑に行うた
めに必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研
修を行うものとする。

(財務大臣との協議)

第五十三条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議し
なければならぬ。

一 第三十三条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しよ
うとするとき。

二 第三十四条第一項、第三十五条、第四十三条第一項若しくは第二
項又は第四十五条の規定による認可をしようとするとき。

(新設)

◎ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）（抄）（第七条関係）
 「公布日施行」

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第四条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>附則第十二条第一項中「有し、かつ」を「有する者（以下この項において「保険料納付済期間等を有する者」という。）のうち」に、「次の各号」を「第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に、「同法第二十六条及び第三十七条（第四号に限る。）」を「同条」に、「みなす。」を「みなし、保険料納付済期間等を有する者のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）とを合算した期間が二十五年に満たない者（同法附則第九条第一項の規定により保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるもの）とみなされた者を除く。」であつて第一号から第十九号までのいずれかに該当するものは、同法第三十七条（第三号及び第四号に限る。）の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす。」に改め、同項第九号中「平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生</p>	<p>（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第四条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>附則第十二条第一項中「有し、かつ」を「有する者（以下この項において「保険料納付済期間等を有する者」という。）のうち」に、「次の各号」を「第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に、「同法第二十六条及び第三十七条（第四号に限る。）」を「同条」に、「みなす。」を「みなし、保険料納付済期間等を有する者のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）とを合算した期間が二十五年に満たない者であつて第一号から第十九号までのいずれかに該当するものは、同法第三十七条（第三号及び第四号に限る。）の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす。」に改め、同項第九号中「平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法による老齢厚生年金を受けることができること又は」を削り、「こと若しくは」を「こと又は」に改め、同項第十号中「平成二十四</p>

年金保険法による老齢厚生年金を受けることができること又は」を削り、「こと若しくは」を「こと又は」に改め、同項第十一号中「平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金を受けることができること（前号に該当する場合を除く。）又は」を削り、「同項」を「平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項」に、「同号」を「前号」に改め、同項第十三号中「の規定の適用を受けることにより厚生年金保険法による老齢厚生年金を受けることができること又は同項若しくは」を「又は」に改め、同項第十五号中「平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金を受けることができること（前号に該当する場合を除く。）又は」を削り、「同項」を「平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項」に、「同号」を「前号」に改め、同項に次の一号を加える。

(略)

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 (略)

年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金を受けることができること（前号に該当する場合を除く。）又は」を削り、「同項」を「平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項」に、「同号」を「前号」に改め、同項第十三号中「の規定の適用を受けることにより厚生年金保険法による老齢厚生年金を受けることができること又は同項若しくは」を「又は」に改め、同項第十五号中「平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金を受けることができること（前号に該当する場合を除く。）又は」を削り、「同項」を「平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項」に、「同号」を「前号」に改め、同項に次の一号を加える。

二十 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金を受けることができること（その受給権者が大正十五年四月二日以後に生まれた者である場合に限り、第二号から第七号まで、第十八号及び前号のいずれかに該当する場合を除く。）。

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十一条の規定 公布の日

二 削除

三 第一条中国国民年金法第三十七条、第三十七条の二、第三十九条、第四十条第二項、第四十一条第二項、第四十一条の二及び第五十二条の二の改正規定、第三条中厚生年金保険法第六十五条の二にただし書を加える改正規定及び同法第六十六条の改正規定、第四条中国国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。） 附則第七十四条の改正規定、第八条中国国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。） 附則第十条第一項及び第十三条第七項の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十五条の前の見出しを削る改正規定、同条及び平成十六年国民年金等改正法附則第十六条の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第三十六条の二を削る改正規定並びに平成十六年国民年金等改正法附則第三十二条の三の改正規定、第十条中国公務員共済組合法第九十一条の改正規定、第十二条中国公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五百号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。） 附則第二十九条の改正規定、第十四条の規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第九十九条の四の改正規定、第十七条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。） 附則第三十条の改正規定、第十八条の規定、第二十三条の規定並びに第二十四条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「協定実施特例法」という。） 第二十条第一項（同項第四号に係る部分を除く。）の改正規定並びに附則第三条（同条第二号に係る部分に限る。）

四 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条、第二十六条、第三十七条、第四十四条の三、第五十二条第三項及び第八十一条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の三第二項、第九十八条第三項、第百条の四第一項、第百条の十第一項第二十九号、第百三十九条及び第百四十条の改正規定、同法附則第四条の二、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第四十三条第十二項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第十九条第二項の改正規定、第十条中国国家公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二、第七十八条の二及び第百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百二条第一項の改正規定、同法附則第十二条第九項及び第十二条の四の二の改正規定並びに同法附則第十三条の十第一項第四号を削る改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第八十条の二及び第百十四条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百十六条第一項及び第百四十四条の十二第一項の改正規定、同法附則第十八条第八項及び第二十条の二の改正規定並びに同法附則第二十八条の十三第一項第四号を削る改正規定、第十九条の規定（私立学校教職員共済法第三十九条第三号の改正規定を除く。）、第二十四条中協定実施特例法第八条第三項の改正規定（「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項

）及び第八条の規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日 四 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条、第二十六条、第三十七条、第四十四条の三、第五十二条第三項及び第八十一条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の三第二項、第九十八条第三項、第百条の四第一項、第百条の十第一項第二十九号、第百三十九条及び第百四十条の改正規定、同法附則第四条の二、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第四十三条第十二項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第十九条第二項の改正規定、第十条中国国家公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二、第七十八条の二及び第百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百二条第一項の改正規定、同法附則第十二条第九項及び第十二条の四の二の改正規定並びに同法附則第十三条の十第一項第四号を削る改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第八十条の二及び第百十四条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百十六条第一項及び第百四十四条の十二第一項の改正規定、同法附則第十八条第八項及び第二十条の二の改正規定並びに同法附則第二十八条の十三第一項第四号を削る改正規定、第十九条の規定（私立学校教職員共済法第三十九条第三号の改正規定を除く。）、第二十四条中協定実施特例法第八条第三項の改正規定（「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項

「に改める部分を除く。」及び協定実施特例法第十八条第一項の改正規定、第二十五条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第二十六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第一項並びに附則第四条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十八条から第二十条まで、第二十二條から第三十四條まで、第三十七條から第三十九條まで、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十七條から第五十條まで、第六十一條、第六十四條から第六十六條まで及び第七十條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条中厚生年金保険法第十二条に一号を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九条の二の規定、第二十五条中健康保険法第三条、第四十一条第一項及び附則第五条の三の改正規定、第二十六条中船員保険法第二条第九項第一号の改正規定並びに第二十七条から第二十九条までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六条、第十七条から第十七条の四まで、第四十三條の二、第四十五條、第四十六條、第五十一条から第五十六條まで、第五十九條、第六十条及び第六十七條の規定 平成二十八年十月一日

（厚生年金保険の短時間労働者への適用に関する経過措置）

第十六条 （略）

「に改める部分を除く。」及び協定実施特例法第十八条第一項の改正規定、第二十五条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第二十六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第一項並びに附則第四条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十八条から第二十条まで、第二十二條から第三十四條まで、第三十七條から第三十九條まで、第四十二條から第四十四條まで、第四十七條から第五十條まで、第六十一條、第六十四條から第六十六條まで及び第七十條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条中厚生年金保険法第十二条に一号を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九条の二の規定、第二十五条中健康保険法第三条、第四十一条第一項及び附則第五条の三の改正規定、第二十六条中船員保険法第二条第九項第一号の改正規定並びに第二十七条から第二十九条までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六条、第十七条、第四十五條、第四十六條、第五十一条から第五十六條まで、第五十九條、第六十条及び第六十七條の規定 平成二十八年十月一日

（厚生年金保険の短時間労働者への適用に関する経過措置）

第十六条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（以下「第五号施行日」という。）前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き被保険者の資格を有する者については、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第十二条（同条第五号に係る部分に限

第十七条 当分の間、特定適用事業所以外の適用事業所（厚生年金保険法第六条の適用事業所をいう。以下この条及び附則第十七条の三において同じ。）（国又は地方公共団体の適用事業所を除く。以下この条において同じ。）に使用される第一号又は第二号に掲げる者であつて第三条の規定による改正後の同法第十二条各号のいずれにも該当しないもの（前条の規定により第三条の規定による改正後の同法第十二条（第五号に係る部分に限る。）の規定が適用されない者を除く。以下この条及び附則第十七条の三において「特定四分の三未満短時間労働者」という。）については、同法第九条及び附則第四条の三第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となし。

一 その一週間の所定労働時間が同一の事業所又は事務所（以下単に「事業所」という。）に使用される通常の労働者（短時間労働者の雇用の管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者をいう。次号及び附則第四十六条第一項において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（同法第二条に規定する短時間労働者をいう。同号及び同項において同じ。）

二 その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

2 特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該適用事業所の事業主が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号

る。）の規定は、第五号施行日以降引き続き第五号施行日において使用されていた事業所に使用されている間は、適用しない。

第十七条 当分の間、特定適用事業所（事業主が同一である一又は二以上の適用事業所（厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所をいう。以下この条において同じ。）であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される通常の労働者（短時間労働者の雇用の管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者をいう。以下この条及び附則第四十六条において同じ。）及びこれに準ずる者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三以上であり、かつ、その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三以上である短時間労働者（短時間労働者の雇用の管理の改善等に関する法律第二条に規定する短時間労働者をいう。以下この条及び附則第四十六条において同じ。）をいう。）の総数が常時五百人を超えるものの各適用事業所をいう。次項において同じ。）以外の適用事業所に使用される七十歳未満の者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当するものについては、厚生年金保険法第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となし。

2 特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所の厚生年金保険の被保険者に対する前項の規定の適用については、当該適用事業所が引き続き特定適用事業所であるものとみなす。ただし、当該適用事業所の事業主

に定める同意を得て、実施機関（厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関をいい、厚生労働大臣及び日本私立学校振興・共済事業団に限る。以下同じ。）に当該特定四分の三未満短時間労働者について前項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者及び七十歳以上の使用される者（厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者をいう。第五項第一号において同じ。）（以下「四分の三以上同意対象者」という。）の四分の三

以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以

上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以

上同意対象者の四分の三以上の同意

3 前項ただし書の申出は、附則第四十六条第二項ただし書の規定により同項ただし書の申出をすることができる事業主にあつては、当該申出と同時に行為なければならぬ。

4 第二項ただし書の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者（厚生年金保険の被保険者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

5 特定適用事業所（第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する適用事業所を含む。）以外の適用事業所の事業主は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、実施機関に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を

が、その使用する者のうち厚生年金保険の被保険者であるものの四分の三以上の同意を得て、厚生労働大臣に同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

（新設）

（新設）

（新設）

受けない旨の申出をすることができる。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者、七十歳以上の使用される者及び特定四分の三未満短時間労働者（次号及び附則第四十六条第五項において「二分の一以上同意対象者」という。）の過半数で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

上同意対象者の二分の一以上の同意

6 前項の申出は、附則第四十六条第五項の規定により同項の申出をすることができず、事業主にあつては、当該申出と同時に行為を行わなければならない。

7 第五項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間労働者についての厚生年金保険法第十三条第一項の規定の適用については、同項中「適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は前条の規定に該当しなくなつた」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十七条第五項の申出が受理された」とする。

8 第五項の申出をした事業主は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、実施機関に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について第一項の規定

（新設）

（新設）

（新設）

の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該事業主の適用事業所が特定適用事業所に該当する場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

9 前項の申出は、附則第四十六条第八項の規定により同項の申出をすることができない事業主にあつては、当該申出と同時に「行わなければならない。」

10 第八項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者（厚生年金保険の被保険者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

11 第二項ただし書、第五項及び第八項の規定による実施機関（厚生労働大臣に限る。）の申出の受理の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法（平成十九年法律第九号）第二十三条第三項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）」と、同法第二十六条第二項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第一項第一号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「並びに

（新設）

（新設）

3 前項の規定による厚生労働大臣の申出の受理の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法（平成十九年法律第九号）第二十三条第三項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）」と、同法第二十六条第二項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第一号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のた

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第二項ただし書、第五項及び第八項に規定する権限に係る事務、厚生年金保険法」と、同法第四十八条第一項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

12 この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者（七十歳未満の者のうち、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第十二条各号のいずれにも該当しないものであつて、特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。附則第四十六条第十二項において同じ。）の総数が常時五百人を超えるものの各適用事業所をいう。

第十七条の二 当分の間、厚生年金保険法第六条第四項及び第八条第二項の規定の適用については、同法第六条第四項中「を除く」とあるのは「（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十六条の規定により同法第三条の規定による改正後の第十二条（第五号に係る部分に限る。）の規定が適用されない者を除く。第八条第二項において同じ。）及び特定四分の三未満短時間労働者（同法附則第十七条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者をいう。第八条第二項において同じ。）を除く」と、同法第八条第二項中「を除く」とあるのは「及び特定四分の三未満短時間労働者を除く」とする。

第十七条の三 当分の間、適用事業所以外の事業所に使用される特定四分

めの国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第二項に規定する権限に係る事務、厚生年金保険法」と、「及び」とあるのは「並びに」と、同法第四十八条第一項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

（新設）

（新設）

（新設）

の三未満短時間労働者については、厚生年金保険法第十条第一項及び第三条の規定による改正後の同法附則第四条の五第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としなない。

(標準報酬月額に関する経過措置)

第十七条の四 第五号施行日前に厚生年金保険の被保険者(厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者及び同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者を除く。以下この項において同じ。)の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(平成二十八年十月から標準報酬月額(同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この条において同じ。)を改定されるべき者を除く。)のうち、同年九月の標準報酬月額が九万八千円であるもの(当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が九万三千円以上である者を除く。)の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額を第三条の規定による改正後の同法第二十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、実施機関が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成二十八年十月から平成二十九年八月までの各月の標準報酬月額とする。

3 前二項の規定は、厚生年金保険法第四十六条第一項の標準報酬月額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、第一項中「厚生年金保険の被保険者(厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者及び同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者を除く。以下この項において同じ。)」の資格を取得して」とあるのは「厚生年金保険法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当して」と、「厚生年金保険の被保険者の資格を有する」とあるのは「

(新設)

当該要件に該当する厚生年金保険の被保険者であつた七十歳以上の」と読み替へるものとする。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による実施機関（厚生労働大臣に限る。）の標準報酬月額の設定に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）」と、同法第二十六条第二項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第一項第一号中に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条の四第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する権限に係る事務、厚生年金保険法」と、同法第四十八条第一項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

（私立学校教職員共済法による産前産後休業期間中の加入者の特例に関する経過措置）

第四十三条（略）

（私立学校教職員共済法による産前産後休業期間中の加入者の特例に関する経過措置）

第四十三条 第四号施行日前に第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二條第十一項に規定する産前産後休業に相当する休業を開始した者については、第四号施行日とその産前産後休業を開始した日とみなして、第十九条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十八條第四項及び第五項の規定を適用する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

第四十三条の二 第五号施行日前に加入者（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下この項において同じ。）の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き加入者の資格を有する者（任意継続加入者（同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者をいう。）、特例退職加入者（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第三項に規定する特例退職加入者をいう。）及び平成二十八年十月から標準報酬月額（私立学校教職員共済法第二十二条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この条において同じ。）を改定されるべき者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬月額が九万八千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が九万三千円以上である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第十九条の二の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二条第一項の規定による標準報酬月額的基础となる報酬月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成二十八年十月から平成二十九年八月までの各月の標準報酬月額とする。

(健康保険の短時間労働者への適用に関する経過措置)

第四十五条 (略)

(新設)

(健康保険の短時間労働者への適用に関する経過措置)

第四十五条 第五号施行日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き被保険者の資格を有する者については、第二十五条の規定による改正後の健康保険法第三条第一項（同項第九号に係る部分に限る。）の規定は、第五号施行日以降引き続き第五号施行日にお

第四十六条 当分の間、特定適用事業所以外の適用事業所（健康保険法第三条第三項に規定する適用事業所をいい、国又は地方公共団体の当該適用事業所を除く。以下この条において同じ。）に使用される第一号又は第二号に掲げる者であつて第二十五条の規定による改正後の同法第三条第一項各号のいずれにも該当しないもの（前条の規定により第二十五条の規定による改正後の同法第三条第一項（第九号に係る部分に限る。）の規定が適用されない者を除く。以下この条において「特定四分の三未満短時間労働者」という。）については、同項の規定にかかわらず、健康保険の被保険者としな

一 その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者
二 その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

2 特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該適用事業所の事業主が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、保険者等（全国健康保険協会が管掌する健康保険にあつては厚生労働大臣、健康保険組合が管掌する健康保険にあつては当該健康保険組合をいう。以下この条において同じ。）に当該特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上

いて使用されていた事業所に使用されている間は、適用しない。

第四十六条 当分の間、特定適用事業所（事業主が同一である一又は二以上の適用事業所（健康保険法第三条第三項に規定する適用事業所をいう。以下この条において同じ。）であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される通常の労働者及びこれに準ずる者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三以上であり、かつ、その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三以上である短時間労働者をいう。）の総数が常時五百人を超えるものの各適用事業所をいう。次項において同じ。）以外の適用事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当するものについては、第二十五条の規定による改正後の健康保険法第三条第一項の規定にかかわらず、健康保険の被保険者としな

2 特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所の健康保険の被保険者に対する前項の規定の適用については、当該適用事業所が引き続き特定適用事業所であるものとみなす。ただし、当該適用事業所の事業主が、その使用する者のうち健康保険の被保険者であるものの四分の三以上の同意を得て、厚生労働大臣に同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

3 前項ただし書の申出は、附則第十七条第二項ただし書の規定により同項ただし書の申出をすることができる事業主にあつては、当該申出と同時に
時に行わなければならない。

4 第二項ただし書の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者（健康保険の被保険者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、健康保険の被保険者の資格を喪失する。

5 特定適用事業所（第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する適用事業所を含む。）以外の適用事業所の事業主は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、保険者等に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受け
ない旨の申出をすることができる。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以

（新設）

（新設）

（新設）

上同意対象者の二分の一以上の同意

6 前項の申出は、附則第十七条第五項の規定により同項の申出をすることが

とができる事業主にあつては、当該申出と同時に行為を行わなければならない。

(新設)

7 第五項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者につ

いては、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間労働者につ

いての健康保険法第三十五条の規定の適用については、同条中「適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は第三条第一項ただし書の規定に該当しなくなつた」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のた

めの国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第四十六条第五項の申出が受理された」とする。

(新設)

8 第五項の申出をした事業主は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各

(新設)

号に定める同意を得て、保険者等に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該事業主の適用事業所が特定適用事業所に該当する場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

9 前項の申出は、附則第十七条第八項の規定により同項の申出をすることができない事業主にあつては、当該申出と同時に行為を行わなければならない。

(新設)

10 第八項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者（健康保険の被保険者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、健康保険の被保険者の資格を喪失する。

(新設)

11 第二項ただし書、第五項及び第八項の規定による保険者等（厚生労働大臣に限る。）の申出の受理の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「若しくは船員保険法」とあるのは「若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）若しくは船員保険法」と、同法第二十六条第二項中「健康保険法」とあるのは「健康保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第二号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「並びに公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第四十六条第二項ただし書、第五項及び第八項に規定する権限に係る事務、健康保険法」と、「及び」とあるのは「並びに」と、同法第四十八条第一項中「健康保険法」とあるのは「健康保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

12 この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時五百人を超えるものの各適用事業所をいう。

3 前項の規定による厚生労働大臣の申出の受理の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「若しくは船員保険法」とあるのは「若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）若しくは船員保険法」と、同法第二十六条第二項中「健康保険法」とあるのは「健康保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第二号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第四十六条第二項に規定する権限に係る事務、健康保険法」と、「規定する事務及び」とあるのは「規定する事務並びに」と、同法第四十八条第一項中「健康保険法」とあるのは「健康保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

(新設)

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）（抄）（附則第十一条関係）
 「平成三十一年四月一日施行」

※ 「現行」の規定は、改正規定の施行日までの改正を全て溶け込ませたもの。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（任意加入被保険者の特例）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2～10（略）</p>	<p>附 則</p> <p>（任意加入被保険者の特例）</p> <p>第十一条 昭和三十年四月一日以前に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。</p> <p>一 日本国内に住所を有する六十五歳以上七十歳未満の者</p> <p>二 日本国籍を有する者であつて、日本国内に住所を有しない六十五歳以上七十歳未満のもの</p> <p>2 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（以下この項において「口座振替納付」という。）を希望す</p>

る旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければならない。

3 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者（昭和三十年四月一日以前に生まれた者に限る。）が六十五歳に達した場合において、第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないときは、前二項の申出があつたものとみなす。

4 第二項（第一項第二号に掲げる者にあつては、同項）の規定による申出をした者は、その申出をした日（前項の規定により申出があつたものとみなされた者にあつては、六十五歳に達した日）に国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。

5 国民年金法第十三条第一項の規定は、第二項（第一項第二号に掲げる者にあつては、同項）の規定による申出があつた場合に準用する。

6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。

7 第一項の規定による国民年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第二号、第四号又は第五号に該当するに至つたときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき。

三 第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき。

四 七十歳に達したとき。

五 前項の申出が受理されたとき。

8 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに

該当するに至った日の翌日（第一号に該当するに至った日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有しなくなったとき。

二 保険料を滞納し、国民年金法第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

9 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第七項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有するに至ったとき。

二 日本国籍を有しなくなったとき。

三 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

10 第一項の規定による国民年金の被保険者としての国民年金の被保険者期間は、国民年金法第五条第一項の規定の適用については同法第七条第一項第一号に規定する被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二条の二から第五十二条の五まで並びに同法附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。

11 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法第八十九条から第九十条の三までの規定を適用しない。

11 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法第八十八条の二から第九十条の三までの規定を適用しない。

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）（抄）（附則第十一条関係）
 「平成三十一年四月一日施行」

※ 「現行」の規定は、改正規定の施行日までの改正を全て溶け込ませたもの。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（任意加入被保険者の特例）</p> <p>第二十三条 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（任意加入被保険者の特例）</p> <p>第二十三条 昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。</p> <p>一 日本国内に住所を有する六十五歳以上七十歳未満の者</p> <p>二 日本国籍を有する者であつて、日本国内に住所を有しない六十五歳以上七十歳未満のもの</p> <p>2 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して</p>
<p>2 ～ 10 （略）</p>	

行うこと（以下この項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければならない。

3 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者（昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者に限る。）が六十五歳に達した場合において、第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないときは、前二項の申出があつたものとみなす。

4 第二項（第一項第二号に掲げる者にあつては、同項）の規定による申出をした者は、その申出をした日（前項の規定により申出があつたものとみなされた者にあつては、六十五歳に達した日）に国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。

5 国民年金法第十三条第一項の規定は、第二項（第一項第二号に掲げる者にあつては、同項）の規定による申出があつた場合に準用する。

6 第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、当該被保険者の資格を喪失することができる。

7 第一項の規定による国民年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第二号、第四号又は第五号に該当するに至つたときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 国民年金法第七条第一項第二号に規定する厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき。

三 第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき。

四 七十歳に達したとき。

五 前項の申出が受理されたとき。

8 第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号に該当するに至つた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有しなくなったとき。

二 保険料を滞納し、国民年金法第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

9 第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第七項の規定によつて当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一 日本国内に住所を有するに至つたとき。

二 日本国籍を有しなくなったとき。

三 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

10 第一項の規定による国民年金の被保険者としての国民年金の被保険者期間は、国民年金法第五条第一項の規定の適用については同法第七条第一項第一号に規定する被保険者としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二条の二から第五十二条の五まで並びに同法附則第九条の三及び第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。

11 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法第八十九条から第九十条の三までの規定を適用しない。

11 第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法第八十八条の二から第九十条の三までの規定を適用しない。

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）（抄）（附則第十二条関係）

〔①平成三十年四月一日施行 ②に掲げる改正規定を除く改正規定

②平成三十三年四月一日施行 附則第二十一条第四項の改正規定（同項中「又は第三項」を削る部分に限る。）〕

（傍線の部分は改正部分）

※ 「現行」の規定は、各改正規定の施行日までの改正を全て溶け込ませたもの。

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>附 則</p> <p>第二十一条 厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、前条の規定により計算した額が次の各号に掲げる額を合算して得た額に従前額改定率を乗じて得た額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額を合算して得た額に従前額改定率を乗じて得た額を、同条に定める額とする。</p> <p>一 平成十五年四月一日前の被保険者であった期間の平均標準報酬額の千分の七・五に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額</p> <p>二 平成十五年四月一日以後の被保険者であった期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額</p> <p>2 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、厚生年金保険法第四十三条第一項（同法第五十条第一項及び第六十条第一項第一号においてその例による場合並びに同法第四十四条第一項及び第四十四条の三第四項（平成二十五年改正法</p>

4 第一項及び第二項の従前額改定率は、毎年度、厚生年金保険法第四十三條の三第一項（同法第三十四條第一項に規定する調整期間にあつては、同法第四十三條の五第一項、第四項又は第五項）の規定の例により改定する。

附則第八十七條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、昭和六十年改正法附則第五十九條第二項、附則第十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第五條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の三第四項並びに厚生年金保険法附則第八十七條の五の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の二第一項並びに厚生年金保険法附則第七條の三第四項及び第十三條の四第四項において適用する場合を含む。）及び同法附則第九條の二第二項第二号（同法附則第九條の三第一項及び第三項（同條第五項においてその例による場合を含む。）並びに同法附則第九條の四第一項（同法附則第二十八條の三第二項及び第二十八條の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九條の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八條第二項、第十九條第二項及び第四項、第二十條第二項及び第四項並びに第二十條の二第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定により計算した額が、被保険者であった期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額に従前額改定率を乗じて得た額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該額をこれらの規定に定める額とする。

3 平成十六年度における前二項の従前額改定率は、一・〇〇一とする。

4 第一項及び第二項の従前額改定率は、毎年度、厚生年金保険法第四十三條の三第一項又は第三項（同法第三十四條第一項に規定する調整期間にあつては、同法第四十三條の五第一項又は第四項）の規定の例により改定する。

- 5 第一項各号に掲げる額又は第二項に定める額を計算する場合における平均標準報酬月額及び平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額については、第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号。以下「平成十六年改正法」という。）第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項及び厚生年金保険法附則第十七条の二第一項から第四項までの規定にかかわらず、被保険者であった期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額に、附則別表第一の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。
- 6 第一項第一号に掲げる額を計算する場合における船員保険の被保険者であった期間の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、前項、第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条第一項並びに厚生年金保険法附則第十七条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であった期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。
- 7 昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五百号）附則第三十二条第一項の規定により旧適用法人共済組合員期間に合算された期間を除く。）の計算の基礎となった月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」と読み替えるものとする。
- 8 昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間を有する

者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間の計算の基礎となった月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」とする。

9 昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。）を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する第九項に規定する旧国家公務員共済組合員期間（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五百五号）附則第三十二条第一項の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。）の計算の基礎となった月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」とする。

10 昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。）を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する第十項に規定する旧地方公務員共済組合員期間（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第三十五条第一項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。）の計算の基礎となった月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」とする。

11 昭和六十年九月以前の期間に属する旧私立学校教職員共済加入者期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。）を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する第十一項に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」とする。

12 前条第三項の規定は、第一項の規定により厚生年金保険法による年金たる保険給付の額を計算する場合について準用する。

13 前各項の規定は、厚生年金保険法による障害手当金、旧厚生年金保険法による年金たる保険給付及び障害手当金並びに旧船員保険法による年金たる保険給付及び障害手当金について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

14 第一項各号に掲げる額を計算する場合には、第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項（以下この項及び次項において「改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項」という。）及び附則別表第七の規定はなおその効力を有する。この場合において、改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項中「附則第五十二条並びに厚生年金保険法第四十三条（同法第四十四条第一項及び第四十四条の三第四項において適用する場合並びに同法第六十条第一項においてその例による場合（同法第五十八条第一項第四号に該当する場合に限る。）を含む。）及び同法附則第九条の二第二項（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第一項（同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九条の四第六項においてその例による

場合を含む。)並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項、第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の第二項及び第四項においてその例による場合を含む。)とあるのは、

「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)附則第二十一条第一項各号」と読み替えるものとするほか、第一項第二号に掲げる額を計算する場合における改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項の規定の適用については、改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項中「千分の七・五」とあるのは「千分の五・七六九」と、「同表の下欄のように」とあるのは「政令で定める率に」と読み替えるものとする。

15 前項の規定により読み替えられた改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項に規定する政令で定める率は、第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則別表第七の下欄に掲げる率を一・三で除して得た率を基準として定められるものとする。

16 第四項の規定による従前額改定率の改定の措置は、政令で定める。

17 前各項に規定するほか、従前の厚生年金保険法による年金たる保険給付の額について必要な経過措置は、政令で定める。

◎ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一〇号）（抄）（附則第十三条関係）
 「平成三十年四月一日施行」

※ 「現行」の規定は、各改正規定の施行日までの改正を全て溶け込ませたもの。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第三十一条の二（略）</p> <p>2 平成二十六年度から平成二十九年度までの年度における改定率は、当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三条の二第一項若しくは第三項及び第四十三条の三第一項若しくは第三項又は第四十三条の四第一項若しくは第四項及び第四十三条の五第一項若しくは第四項の規定により同法第四十三条第一項に規</p>	<p>附 則</p> <p>第三十一条の二 平成二十五年度における改定率は、〇・九七一に平成二十三年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）を平成十五年の物価指数で除して得た率を乗じて得た率に〇・九九二を乗じて得た率に、平成二十五年度において厚生年金保険法第四十三条の二第一項若しくは第三項及び第四十三条の三第一項若しくは第三項又は第四十三条の四第一項若しくは第四項及び第四十三条の五第一項若しくは第四項の規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が〇・九七一を超える場合には、〇・九七一とする。</p> <p>2 平成二十六年度以降の年度における改定率は、当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三条の二第一項若しくは第三項及び第四十三条の三第一項若しくは第三項又は第四十三条の四第一項若しくは第四項及び第四十三条の五第一項若しくは第四項の規定により同法第四十三条第一項に規定する再評価率を改</p>

定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が〇・九七一を超える場合には、〇・九七一とする。

3 平成三十年以後の年度における改定率は、当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三條の二第一項若しくは第三項及び第四十三條の三第一項若しくは第三項又は第四十三條の四第一項、第四項若しくは第五項及び第四十三條の五第一項、第四項若しくは第五項の規定により同法第四十三條第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が〇・九七一を超える場合には、〇・九七一とする。

定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が〇・九七一を超える場合には、〇・九七一とする。

(新設)

◎ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成三十三年法律第一号）（抄）（附則第十四条関係）
 「平成三十三年四月一日施行」

（傍線の部分は改正部分）

※ 「現行」の規定は、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）附則第十三条の規定による改正後（平成三十三年四月一日）のもの。

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第三十一条の二（略）</p>	<p>附 則</p> <p>第三十一条の二 平成二十五年度における改定率は、〇・九七一に平成二十三年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）を平成十五年の物価指数で除して得た率を乗じて得た率に〇・九九二を乗じて得た率に、平成二十五年において厚生年金保険法第四十三条の二第一項若しくは第三項及び第四十三条の三第一項若しくは第三項又は第四十三条の四第一項若しくは第四項及び第四十三条の五第一項若しくは第四項の規定により同法第四十三条第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が〇・九七一を超える場合には、〇・九七一とする。</p> <p>2 平成二十六年から平成二十九年までの年度における改定率は、当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三条の二第一項若しくは第三項及び第四十三条の三第一項若</p>
<p>2 （略）</p>	

3 平成三十年度から平成三十二年度までの年度における改定率は、当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三條の二第一項若しくは第三項及び第四十三條の三第一項若しくは第三項又は第四十三條の四第一項、第四項若しくは第五項及び第四十三條の五第一項、第四項若しくは第五項の規定により同法第四十三條第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が〇・九七一を超える場合には、〇・九七一とする。

4 平成三十三年度以後の年度における改定率は、当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三條の二第一項及び第四十三條の三第一項又は第四十三條の四第一項、第四項若しくは第五項及び第四十三條の五第一項、第四項若しくは第五項の規定により同法第四十三條第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が〇・九七一を超える場合には、〇・九七一とする。

しくは第三項又は第四十三條の四第一項若しくは第四項及び第四十三條の五第一項若しくは第四項の規定により同法第四十三條第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が〇・九七一を超える場合には、〇・九七一とする。

3 平成三十年度以後の年度における改定率は、当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三條の二第一項若しくは第三項及び第四十三條の三第一項若しくは第三項又は第四十三條の四第一項、第四項若しくは第五項及び第四十三條の五第一項、第四項若しくは第五項の規定により同法第四十三條第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が〇・九七一を超える場合には、〇・九七一とする。

(新設)

◎ 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）（抄）（附則第十五条関係）
 「公布日施行」

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構は、平成二十九年三月三十一日までの間、第十二条第一項及び前二項に規定する業務のほか、厚生労働大臣の認可を受けて、株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫から株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付け又は沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受けようとする厚生年金保険又は国民年金の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号から第四号までに規定する第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者を除く。次項において同じ。）で厚生労働省令で定</p>	<p>附則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第五条の二 機構は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、第十二条第一項に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収の業務を行う。</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。</p> <p>3 機構は、別に法律で定める日までの間、第十二条第一項及び前二項に規定する業務のほか、厚生労働大臣の認可を受けて、株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫から株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付け又は沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受けようとする厚生年金保険又は国民年金の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号から第四号までに規定する第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者を除く。次項において同じ。）で厚生労働省令で定める要</p>

める要件を満たしているものに対して、その貸付けを受けることについて株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行うことをその業務とすることができる。

4518 (略)

件を満たしているものに対して、その貸付けを受けることについて株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行うことをその業務とすることができる。

4 機構は、株式会社日本政策金融公庫法附則第三十八条第一項又は年金積立金管理運用独立行政法人法附則第二十六条の規定による改正後の沖縄振興開発金融公庫法附則第七条第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の業務の委託を受けたときは、厚生年金保険又は国民年金の被保険者の福祉の増進に必要な業務を行う法人で政令で定めるものに対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第十四条第三項の規定は、この場合について準用する。

5 機構は、第一項及び第二項に規定する業務（以下この条において「承継債権管理回収業務」という。）並びに第三項に規定する業務（以下この条において「承継教育資金貸付けあつせん業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定（以下この条においてそれぞれ「承継債権管理回収勘定」及び「承継教育資金貸付けあつせん勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

6 機構は、承継債権管理回収勘定において、政令で定めるところにより、第一項に規定する債権の元本であつて回収されたものの金額を定期的に年金特別会計に納付しなければならない。

7 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十条第一項の規定による整理を行った場合は、政令で定めるところにより、同項の規定による積立金に相当する金額を年金特別会計に納付しなければならない。

8 機構は、第六項の規定により納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

9 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十

四條第二項の規定による整理を行った後、同項の規定による繰越欠損金がある場合において、通則法第三十八條第一項の規定により機構の財務諸表について厚生労働大臣の承認を受けたときは、当該繰越欠損金の額に相当する金額により資本金を減少するものとする。

10 第六項から前項までに定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

11 機構は、承継債権管理回収業務又は承継教育資金貸付けあつせん業務を終えたときは、それぞれ承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定に属する資産及び負債を年金特別会計に帰属させるものとする。

12 機構は、前項の規定により承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定を廃止したときは、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

13 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十四條第一項		第五條第二項	金額
金融機関	業務	金額及び年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第五号）附則第四條第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額	金額及び年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第五号）附則第四條第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額
金融機関	業務並びに附則第五條の二第一項に規定する業務	金融機関	金融機関その他政令で定める法人

第十四条第三項	第一項	第一項（附則第五条の二第十三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十六条第一項	第十二条第一項	第十二条第一項及び附則第五条の二第三項
第十六条第二項	同条第五号に掲げる業務に係る勘定	同条第五号に掲げる業務に係る勘定並びに附則第五条の二第五項に規定する承継教育資金貸付けあつせん勘定
第二十四条第一項	掲げる業務	掲げる業務並びに附則第五条の二第一項及び第三項に規定する業務
第二十五条第一項及び第二十七条第一号	第十四条第一項	第十四条第一項（附則第五条の二第十三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十九条	業務	業務並びに附則第五条の二第一項に規定する業務
第三十二条	第二十五条第一項	第二十五条第一項（附則第五条の二第十三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

14 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十五条第二項中「又はこの法律」とあるのは、「この法律又は独立行政法人福祉医療機構法」とする。

15 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百十一条第三項の規定によるほか第

六項又は第七項の規定による納付金は年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とし、同条第六項第一号へ中「独立行政法人福祉医療機構法第十六条第二項」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の第二十三項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」と、同法第一百零四条第九項中「第十六条第二項」とあるのは「附則第五条の第二十三項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」とする。

16 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律第一百一十一条第六項の規定によるほか、第六項又は第七項の規定による納付金は、年金特別会計の業務勘定の歳入とする。

17 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律第一百一十一条第二項の規定によるほか、第六項又は第七項の規定による納付金は、年金特別会計の国民年金勘定の歳入とする。

18 承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務は、第三十三条第二号の規定の適用については、第十二条第一項第十二号に掲げる業務とみなす。

◎ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）（抄）（附則第十六条関係）
 「公布日施行」

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第二十条の二 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第四十六条第十一项中「若しくは船員保険法」を「船員保険法」に改める。</p>	<p>附 則</p> <p>（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第二十条の二 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第四十六条第三项中「若しくは船員保険法」を「船員保険法」に改める。</p>

◎ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）
 「平成二十九年十月一日施行」

（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（社会保障審議会） 第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一（三）（略）</p> <p>四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十</p>	<p>（社会保障審議会） 第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議すること。 二 厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人口問題に関する重要事項を調査審議すること。 三 前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十</p>

九年法律第七十七号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百十五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第五百五号)、日本年金機構法(平成十九年法律第九号)及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三百三十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2
(略)

九年法律第七十七号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百十五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)、日本年金機構法(平成十九年法律第九号)及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三百三十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、社会保障審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会保障審議会に関し必要な事項については、政令で定める。